

官報

号外
令和三年三月十日

○第二百四回 参議院会議録第八号

令和三年三月十日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第八号

令和三年三月十日

午前十時 本会議

第一 所得税法等の一部を改正する法律案及び
財政運営に必要な財源の確保を図るための公
債の発行の特例に関する法律の一部を改正す
る法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。
日程第一 所得税法等の一部を改正する法律案
及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公
債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法
律案(趣旨説明)

以上両案について提出者の趣旨説明を求めま
す。麻生太郎財務大臣。

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりま
した所得税法等の一部を改正する法律案及び財政
運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行
の特例に関する法律の一部を改正する法律案の趣

旨を御説明申し上げます。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案につ
いて御説明申し上げます。

本法律案は、ポストコロナに向けた経済構造の
転換及び好循環の実現、家計の暮らしと民需の下
支え等の観点から、国税に関し、所要の改正を一
体として行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、ポストコロナに向けた経済構造の転換
及び好循環の実現を図るため、デジタルトランス
フォーメーション及びカーボンニュートラルに向
けた投資を促進する措置を創設するとともに、認
定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例を設け
ることとしたしております。中小企業の経営資源
の集約化による事業再構築等を促すための準備金
制度の創設等を行うこととしております。

第二に、家計の暮らしと民需を支えるため、住
宅ローン控除制度の特例の延長等を行うことと
いたしております。

このほか、土地の売買等に係る登録免許税の特
例等について、その適用期限の延長や整理合理化
等を行うこととしております。

次に、財政運営に必要な財源の確保を図るため
の公債の発行の特例に関する法律の一部を改正す
る法律案について御説明申し上げます。

日本経済につきましても、新型コロナウイルス
感染症の影響により、依然として厳しい状況にあ
ります。政府といたしましては、令和三年度予算
等により、新型コロナウイルス感染症の影響を受

けている国民の命と生活を守るため、感染拡大の
防止に万全を期すとともに、将来を切り開いてい
くため、中長期的な課題を見据えて着実に対応を
進めてまいります。

少子高齢化に伴う構造的な課題に直面している
日本の財政は、新型コロナウイルス感染症に対応
する中で、より厳しい状況にあります。引き続
き、二〇二五年度のプライマリーバランスの黒字
化等の達成に向けて、これまでの歳出運営の取組
を継続し、経済再生と財政健全化の両立を図って
まいります。

こうした中、最近における国の財政収支が著し
く不均衡な状況にあることに鑑み、令和三年度か
ら令和七年までの間の財政運営に必要な財源の確
保を図るため、これらの年度における公債発行の
特例措置を定めることとし、本法律案を提出した
次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明を
申し上げます。

令和三年度から令和七年度までの間の各年度の
一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四
条第一項ただし書の規定による公債のほか、当該
各年度の予算をもつて国会の議決を経た金額の範
囲内で公債を発行することができることとする等
の規定を整備することとしております。

以上、所得税法等の一部を改正する法律案及び
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債発
行の特例に関する法律の一部を改正する法律案に
つきまして、その趣旨を申し上げた次第でありま
す。(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいまの趣旨説明に対
し、質疑の通告がございます。順次発言を許しま
す。宮島喜文さん。

(宮島喜文君登壇、拍手)

○宮島喜文君 自由民主党の宮島喜文です。
まず、新型コロナウイルス感染症でお亡くなり
になられました方々に御冥福をお祈り申し上げま

す。また、病院やホテルで、自宅などで療養され
ている皆様の一日も早い御回復を願ってやみませ
ん。

さらに、病院や保健所など現場で取り組んでお
られる皆様、感染防止にためまめ注意を払い、介
護や保育の仕事に当たっておられる方々、そして
活動自粛の要請に御協力いただいている国民の皆
様に深く感謝申し上げます。

それでは、自民、公明を代表して、ただいま議
題となりました所得税法等及び特例公債法の一部
を改正する法律案について質問します。

新型コロナウイルス感染症については、先日、
一都三県に対する緊急事態宣言が三月二十一日ま
で延長されました。感染力の強い変異株の拡大も
懸念されております。

このような中、経営環境が厳しいところには、
雇用を守り、賃金水準の維持に努めるよう支援す
ることが大切です。また、コロナ禍にあっても、
影響が少なく、新規の雇用や賃上げの余地がある
ところには後押しを行うべきです。

今回の改正を含めて、政府は、自らの改善によ
り事業継続に取り組む事業者、そして雇用の促進
や賃金の改善に取り組む事業者をどのように支え
ていくのでしょうか。菅総理にお伺いします。

感染拡大は思わぬところにも影響を及ぼし、出
生数や婚姻数も減少しており、ますます少子化の
進行が危惧されます。

政府は、新子育て安心プランに基づく保育所の
受皿づくりの整備や不妊治療費の助成などを大幅
に拡充するなど、施策を進めてきました。

しかし、国や地方自治体が行うベビーシッター
や認可外保育所の利用料の助成などは、原則とし
て所得税法上の雑所得として課税対象とされてき
ました。これでは子育て世代への支援を拡大して
も、少子化対策へのインセンティブにはならない
との声がありました。そこで、今回、改正案では、
国や地方から子育て支援に係る助成等について
は所得税を非課税とすることになり、一歩前進

したものと言えます。

政府には、今後も、静かなる国難と言うべき少子化に対応するため、予算のみならず税制面も含めて総合的な観点から施策を講じてほしいと思いますが、この点について菅総理から御所見をお聞かせください。

また、今回の感染症の拡大により、我が国のデジタル化は社会に浸透していかないという事実が明らかになりました。省庁や自治体はそれぞれのデータをデジタル化していますが、行政の縦割りなどによりデータの集約や共有化等ができておらず、感染拡大の状況の把握や給付金の支給などで不都合を生じました。

政府は、今後五年間でデジタルシステムの統一化、標準化を図るとしています。また、地球規模でデジタル化に向けた市場競争も激化しています。我が国においては、民間部門も政府の動きと合わせて、新たな技術や発想等を取り入れたデジタルトランスフォーメーションを加速していくことが重要です。

政府は、今回の改正でどのように民間における取組を支援していくのでしょうか。同時に、民間の納税環境の電子化を進めることが不可欠だと思いますが、どのように改善されるのでしょうか。麻生財務大臣に併せてお伺いします。

総理は、二〇五〇年カーボンニュートラルという高い目標を掲げ、環境は経済の制約でないと言っています。今や経済と環境の好循環に向けて先進各国も脱炭素化社会へ実現へと政策のかじを切っています。

今後、我が国の企業においても、脱炭素化を目指す生産プロセスの変革や優れた製品開発を進めなければいけません。そのためには新たな技術開発とともに、生産現場においては脱炭素化や省エネ化を進める最新設備の導入が必要となります。政府はどのようにこれを支援していくのか、麻生財務大臣にお伺いします。

な脱炭素の動きを受け、電気自動車や燃料電池自動車というエコカーの開発が注目されています。今から五年前の伊勢志摩サミットや、同じ年の九月に長野県軽井沢町で開催されたG7交通大臣会合でも、自動運転化された燃料電池自動車や電気自動車が会場までの送迎を行い、世界に向けて我が国の先進性をアピールしましたが、今や世界各国で官民を挙げてエコカーの開発競争にしのぎを削っています。

自動車産業が経済や雇用において大きな比重を占める我が国では、この分野での出遅れはあってはなりません。まずは国内でエコカーを普及させ、生産規模を拡大し、諸外国との競争力を高め、いく必要があります。

そこで、政府は、環境性能のより優れたエコカーの普及に向けて税制面ではどのような施策を講じていくのでしょうか、麻生財務大臣にお伺いします。

来年度も新型コロナウイルス感染症との闘いが続くと思われ、当面、我が国は厳しい財政状況が続くと思われま。感染拡大防止や雇用、生活、事業への支援を講じるため、令和三年度予算案では新規国債発行額が増加し、普通国債残高は令和三年度末で九百九十兆円になると見込まれています。

今回、特例公債法を改正し、令和三年度から五年間延長することになりますが、参議院は決算の院として、どのような使い方をしていくかという点をしっかりと毎年チェックしていかなければなりません。

また、国債には市場からの目もあります。先月、アメリカでは、景気回復に弾みが付くとの見方からアメリカ国債の売りが膨らみ、長期金利が上昇しました。我が国でも、感染拡大の収束が見えて経済が回復基調に入ると長期金利が上昇するとの見方もあります。

そこで、仮に景気回復の局面を迎え、長期金利が上昇した場合、経済再生と財政健全化の双方を実現させる中で、どのように国債市場の安定化を

図って、つもりでしょうか。麻生財務大臣に御所見をお伺いしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣菅義偉君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(菅義偉君) 宮島喜文議員にお答えをいたします。

事業継続などに取り組む事業者の支援についてお尋ねがありました。新型コロナウイルスの中で事業の継続と雇用の維持に取り組む事業者を支援するために、雇用調整助成金や資金繰りの支援を続けていきます。

また、今回の税制改正においては、いわゆる賃上げ促進税制によって、大企業においては新規雇用を、中小企業においては現在の雇用者も含めた給与総額の増加を促すこととしております。雇用の促進や賃金の改善に取り組む事業者を支援してまいります。

総合的な少子化対策についてお尋ねがありました。長年にわたり我が国の最大の課題と言われてきた少子化対策に真つ正面から取り組み、思い切つて前に進めてまいります。

このため、国や地方公共団体の実施する子育てに係る助成金について、所得税を非課税とする措置等のほかに、不妊治療の保険適用を来年四月からスタートし、それまでの間は現行の助成措置の所得制限を撤廃するなど、大幅に拡充をいたします。

また、待機児童の解消に向けて保育の受皿整備を進めるとともに、全ての企業に対し、男性が育休取得しやすい職場環境を整備することを義務付け、希望に応じて一か月以上の休業を取得できるようにしてまいります。

今後とも、結婚や出産、子育てを希望する方々の声に丁寧に耳を傾け、予算、税制などを通じて総合的な対策を進めてまいります。残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(麻生太郎君) 宮島議員から、民間におけるデジタル化の支援や納税環境の電子化、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制、自動車に関する税制、国債市場の安定化について、計四問お尋ねがあつております。

まず、民間におけるデジタル化の支援や納税環境の電子化についてのお尋ねがあつております。企業のデジタル技術を活用した企業変革を後押ししていくため、令和三年度の税制改正においてデジタルトランスフォーメーション促進税制を創設するをいたしております。

納税環境の電子化につきましては、経理の電子化による生産性の向上やテレワークの推進に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続などを抜本的に見直します。

また、国税納付の更なるキャッシュレス、非対面化を推進するという観点から、令和四年よりスマートフォンを使用した決済サービスによる納付をすることを可能といたしております。

次に、カーボンニュートラルに向けた取組についてのお尋ねがありました。

気候変動問題に対しては、日本としても、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力をし、二〇五〇年カーボンニュートラルを目指していくということにたしております。

この高い目標に向け、令和三年度税制改正では、脱炭素化を加速する製品を生産する設備や生産プロセスの脱炭素化に寄与する設備について、税額控除などを認める制度を設けることといたしております。これによって、企業による積極的な脱炭素化投資を促すことで、産業構造や経済社会の変革、ひいては大きな成長につながるというように考えておるところであります。

次に、自動車に関する税制についてのお尋ねがあつております。令和三年度税制改正では、自動車重量税のエコ

カー減税につきましては、電気自動車や燃費性能が非常に優れたハイブリッド車などを引き続き二回免税の対象とするほか、二〇二〇年度燃費基準を達成していることを条件に、新しい二〇三〇年度燃費基準の達成度に応じて減免する仕組みに切り替えることとし、環境性能により優れた自動車の普及を後押しすることとしたいと思っています。

最後に、国債市場の安定化についてのお尋ねがありました。

足下では、三次補正予算等による雇用、生活の支援など、新型コロナウイルスへの対応に万全を期していくとともに、中長期的な成長力の強化を進めております。

一方で、経済が成長していくにつれて金利が上昇し、国債費が増加していく可能性があります。

このため、経済再生と同時に財政健全化に取り組むことが重要であり、最近では、団塊の世代が後期高齢化入りをいたします二〇二二年を控え、毎年の賃金改定の実現や後期高齢者の窓口負担の見直しなどの努力を重ねているところであります。

歳出歳入両面の改革の取組を続け、日本国債への市場の信頼を確保するとともに、市場関係者との緊密な対話に努め、国債市場の安定化を図ってまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 牧山ひろえさん。

(牧山ひろえ君登壇、拍手)

○牧山ひろえ君 立憲民主党の牧山ひろえです。

私は、立憲民主・社民を代表して、ただいま議題となりました法律案について質問させていただきます。

冒頭、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、現在治療、療養されている方々にお見舞いを申し上げます。

また、医療従事者の皆様、エッセンシャルワーカー

令和三年三月十日 参議院会議録第八号

所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

カーの皆様に心から感謝と敬意を表します。

明日、東日本大震災からちょうど十年になります。被災により命を落とされた方々に改めて哀悼の意をささげます。

被災地の復興は今なお道半ばです。私たち立憲民主党は、復興を更に本格化させるため、東日本大震災復興に対する三十四項目の提言をまとめました。あの悲劇を風化させず、最後まで取り組み続けます。

さて、三月五日に政府は緊急事態宣言の再延長を決定しました。

一月の宣言発令時、総理は、一か月後に必ず事態を改善させると表明したものの、二月に一か月延長を決定。その際も、一か月で全ての都府県で解除できるようにすると述べましたが、今回もその約束を果たせませんでした。延長自体は是とするにせよ、十分な説明もないまま二度も延長し、国民の期待を裏切った政府の責任について、総理はどうお考えですか。

また、収束が想定よりも長引いている原因、加えて、第三波の感染拡大が起こったそもそもの原因について、GOTOキャンペーンや入国制限緩和の影響の詳細も含め、どのように分析されていますか。もし分析がされていないければ、今後の感染拡大を防ぐためにも、科学的な分析を確実に行うべきではないでしょうか。

変異株も拡散の兆しを見せている中、何よりも警戒しなければならぬのはリバウンドです。政府が進めてきたウイズコロナでは、感染抑制と拡大の波が繰り返され、国民生活や社会経済活動に深く深刻な影響を与えているでしょう。

感染防止対策と医療支援、そして生活者、事業者支援を集中的に展開し、感染拡大の波を十分に収束させるべきです。それにより感染を封じ込め、早期に通常に近い生活、経済活動を取り戻すゼロコロナの道を私たちは主張しています。

そして、この考えに基づいた本予算組替え動議を衆議院において共同提案しました。そこでは、

病床、療養施設を確保するために医療機関や医療従事者への支援を拡大することや、感染を徹底的に封じ込めるための施策が盛り込まれています。

例えば、ワクチン接種体制の整備充実、エッセンシャルワーカーや感染者の周囲をより広範囲に無料検査すること、感染ルートの把握のためのゲノム解析の強化、保健所の体制強化、出入国管理の徹底、治療薬の創薬支援などです。ですが、私たちの組替え動議に対し、与党は一顧だにせず、否決をしています。

そもそも、安倍内閣以来の政府・与党には、形式的に審議を進めるだけで、熟議により国民のためになる政策にしていこうという意欲が全く見受けられません。総理は、この困難と言えるべき状況を克服するために、立場の違いを超えて国民の英知を集めるおつもりはないのでしょうか。自らの考えに固執する対応ですと、昨年同様、本予算成立後すぐに補正予算の編成に掛からなければならぬことになるのではないのでしょうか。

ゼロコロナを推進し、封じ込めに成功しているニュージーランドや台湾には共通点があります。国民に政府に対する強い信頼感があることです。政府の新型コロナウイルス対応が高い実効性を確保するためには、この信頼感は必須です。

コロナ対策の切り札ともされながら対応の遅れが際立つワクチン接種に関しても、属性や地域による差異が不可避です。かつ、副反応の懸念も払拭し得ない以上、円滑に進めるために信頼は欠かせないのです。この信頼が今の政治にあると総理はお考えでしょうか。

総理の身内にも関係している総務省や農水省の違法接待、与党議員による緊急事態宣言中の相次ぐ夜の遊興、そして、河井元法相夫妻による大規模な選挙違反、あきもと衆議院議員のカジノIR収賄など、政府・与党のスキヤンドルの連鎖は明らかに信頼を裏切るものです。

コロナ禍による辛抱を国民にお願いする側は、より厳しく身を律するべきです。国民に寄り添う

意識を持つていけば、自然に身を慎むのではないかと考えますが、総理の認識をお伺いしたいです。また、そうならず、与党議員や高級官僚にコロナ禍にふさわしくない行動が相次いでいるのは、どのような原因からと総理はお考えでしょうか。

このような不祥事は、安倍政権から引き継ぐ宿痾であり、長く官房長官を務め、安倍路線継承を公言する総理の責任は大きいと言わざるを得ません。内閣人事局の強過ぎる人事権が権力者と官僚の間に構造的なゆがみをもたらした結果、一部の高級官僚が、国民ではなく権力の側を向いてしまっている。このような不祥事に対し、安倍、菅の両総理とも、口では責任を認めても、実際に責任を取ることはしない。実効性のある再発防止も知らないふり。

森友学園問題で、公文書の書換えを命じられた経緯をつづつたいわゆる赤木ファイルも隠し続けられていることに象徴されているように、真相究明にも消極的です。

総理、隗より始めよとも申します。赤木ファイルの公開を御指示されるおつもりはございませんか。

また、真相究明という点でいえば、違法接待が複数の省庁と案件に広がりを見せ、国家公務員倫理規程が形骸化しているのではないかと懸念されます。総務省による内部調査の不徹底さは自浄作用の喪失を示しており、単に検事経験のある方をメンバーに入れるだけでは不十分です。外部有識者から成る独立性の高い第三者調査組織を立ち上げ、行政の公平性を損なう行為がなかったか、全省庁を対象に調査すべきと考えますが、総理はいかがでしょう。

本日の主題である税、国債等の歳入に関しても、直接的そして間接的に国民に負担をお願いする性質のもので、政治に対する信頼が必要不可欠です。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案につ

所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

いて質問したいと思います。

税制の果たす最も重要な役割に所得再分配機能があります。しかし、平成に入ってから所得再分配機能は低下してきています。そして、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の格差問題は一層深刻になっていきます。中小企業の休業等や失業及び実質的失業が増加する一方で、株式市場の経済実態とは異なる株高によって膨大な利益を得た者も多かったでしょう。このように、格差の拡大が懸念される今こそ、税制の所得再分配機能を強化し、格差是正に向けた税体系の抜本的な見直しに取り組むべきです。

総理、現下の状況において、税制の所得再分配機能の回復が強く求められているという認識を共有していただけますでしょうか。また、認識を共有していただければ、政府の税制調査会に所得再分配機能の回復に向けた税制の在り方について新たな諮問をするなどのお考えはございますでしょうか。

このように、税制を通じた格差是正が強く求められる状況であるにもかかわらず、本法律案は従来の大企業・高所得者優遇の税体系を温存するものとなっております。所得再分配に向けた抜本改革に取り組む姿勢が見受けられません。

その最たる例が、金融所得課税です。我が国では金融所得課税の大半が税率二〇％の分離課税となっており、年間所得一億円を超えると所得税の負担率が低下する傾向があります。立憲民主党は、所得再分配機能の強化を図るために、これを総合課税化するべきだと再三主張してまいりました。しかし、本法律案においても何ら見直しが行われませんでした。

総理、本法律案において金融所得課税の見直しを行わない理由を、どこにあるのでしょうか。

また、消費税については、コロナ禍の影響を踏まえた低所得者支援策、そして、ポストコロナに向けた消費喚起策として、時限的な消費税減税を実施するのも一案ではないかと考えます。総理の

見解を求めます。

また、令和五年十月から、適格請求書等保存方式の導入が予定されていますが、このいわゆるインボイス制度については、過重な事務負担を事業者に強いことになるばかりか、免税事業者が取引過程から排除されるリスクもあることから、現行方式の当面維持も含めて、制度の見直し、そして柔軟運用を図るべきだと考えますが、総理のお考えはいかがででしょうか。

コロナ禍において住宅投資が低迷する中、住宅ローン控除の特例を当面延長することについては理解します。しかし、人口減少等によって空き家問題が深刻化する中、持家に対する支援だけではなく、賃貸補助制度を創設するなど、賃貸住宅向けの支援策も重要なのではないかなと思います。

今後、住宅政策の在り方を総合的に検討し、賃貸補助制度などに取り組まれますか。総理のお考えをお聞かせください。

立憲民主党は、大企業・高所得者優遇の税制を見直し、所得再分配機能の強化に向けた抜本的な税制改革を行うよう繰り返し主張してまいりました。しかし、改革は先送りされてきました。現下の格差の拡大は、そうした政府・与党の怠慢が引き起こしたものとと言えます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、拡大した格差の問題に真摯に向き合い、そして抜本的な税制改革に着手することを求めます。

次に、いわゆる特例公債法改正案について質問します。

本法律案は、五年間にわたり特例公債の発行を可能とする根拠規定などを設けるものです。

当初、昭和五十年に財政法四条の例外として特例公債法が立法された際、年度限りの単年度立法として制定されています。特例公債法が当初単年度立法とされたことの意義について、歴史的経緯も含め財務大臣はどのように認識されておられますか。

その後、平成二十四年度改正において、特例公

債の発行期間が複数年とされました。これは、ねじれ国会という特殊な事情を踏まえた政治的合意を背景に実施されたものであり、衆参のねじれが解消しているのであれば、特例公債の発行を複数年とする理由はないのではありませんか。財務大臣の見解を求めます。

平成二十八年度の法改正時に麻生財務大臣は、不転換の決意で二〇二〇年度のプライマリ・バランス黒字化に取り組むと国会で答弁しています。言わば複数年年度化の条件だったわけですが、その約束を果たさないうちに、ほぼ同じ内容の法案を今回平気で提出しておられる。今回の改正案にも財政の健全化に向けて特例公債の発行の抑制に努める旨規定されているわけですが、私たちはどのような根拠で大臣を信じればよろしいのでしょうか。また、この財政の健全化が達成されているとは、どのような状態のことを指すのでしょうか。

そもそも、国家が行う財政活動は、財政民主主義の観点から国会で審議、議決されなければならないのが原則です。憲法は予算について単年度主義を採用している以上、予算、税制、国債発行を同じタイミングでその都度議論することが本来あるべき姿ではないかと考えます。

コロナ禍において、国民の生命や生活を守るため、特例公債を発行することは必要ですが、際限のない赤字国債の発行を抑制するためにも国会の監視機能をむしろ高めるべきと主張して、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣菅義偉君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(菅義偉君) 牧山ひろえ議員にお答えをいたします。

緊急事態宣言についてお尋ねがありました。今回の感染拡大については、専門家の分析によれば、気温の低下の影響に加え、飲食の場面が主な感染拡大の要因とされております。

また、今回の緊急事態宣言においては、国民の皆さんの御協力により新規感染者数は八割以上減

少ししましたが、病床の逼迫状況など一部に厳しい状況もあり、結果的に、国民の皆さんの命と暮らしを守るためには、宣言を解除することができなかったことは大変申し訳ない思いであります。

今後、感染拡大を抑え、一日も早く収束をさせるべく全力を尽くすことが私に課せられている責任であると考えております。まずはこの二週間で宣言を解除できるよう対策を徹底してまいります。

その上で、専門家とともに、これまでの経過を踏まえ、医療や検査の体制をしっかりと構築する必要がありますと考えます。

政府の対応姿勢についてお尋ねがありました。新型コロナウイルスについては、三次補正において、資金繰り支援や雇用調整助成金、緊急小口資金など当面必要な対策を盛り込んでおり、これと来年度予算を一体として切れ目なく執行していくことで、事業と雇用、暮らしを支えてまいります。

その上で、野党の御意見を含め様々な意見を伺って課題を解決していくとの姿勢が重要であります。特措法の改正に当たっても、政府・与野党協議会において野党の御意見を伺い、共同して対応してきたところであります。

政府等に対する国民の信頼についてお尋ねがありました。

政府としては、行政に対する国民の信頼を大きく損なう事態になったことは深く反省するべきであり、国民の信頼を回復できるように努めてまいります。関係省庁においては検証委員会を立ち上げ、第三者も入れて客観性も担保した上で事実関係の確認を徹底をし、国家公務員倫理審査会の指導も受けながらしっかりと対応してまいります。私からも、改めて全閣僚に対し、各省庁において倫理法などのルールの遵守を徹底するよう指示いたしました。

また、閣僚経験者等により国民の政治不信を招

いたという批判があることは重く受け止めております。政治家は、その責任を自覚し、国民に疑念を持たないよう常に襟を正していかなければならないと考えます。

森友学園問題についてお尋ねがありました。御指摘のファイルについては、亡くなられた近畿財務局の職員の御遺族が国に対して提起された国家賠償請求訴訟において、御遺族が提出を求められているものを指していると思われませんが、訴訟に関わる事柄であるため、財務省が回答を差し控えているものと理解をしております。

税制の所得再分配機能についてお尋ねがありました。これまでの税制改正においても、所得税の最高税率引上げを行うなど、税制における所得の再分配は重要な課題であります。政府の税制調査会においては、所得再分配機能の強化についても論点の一つとして議論が行われており、今後とも、経済社会の情勢の変化を丁寧に見極めた上で、あるべき税制の姿について検討してまいります。

金融所得課税についてお尋ねがありました。御指摘の総合課税化については、株式等の損失を意図的に生じさせることにより、全体の税負担を軽減させることが可能となるなどの課題があります。こうした課題も含め、金融所得課税の在り方については、経済社会の情勢の変化等も踏まえつつ検討する必要があると考えています。

消費税は、社会保障のために必要な財源と考えております。インボイス制度は、複数税率の下で適正な課税を確保するために導入するものであり、その円滑な導入を図る観点から、免税事業者も含めた事業者の準備のために、軽減税率の実施から十年間の十分な経過措置を設けております。

住宅政策についてお尋ねがありました。住まいは生活の基盤であり、様々なニーズに応

じた住まいの確保を支援しております。こうした考え方に基いて、ローン減税等による持家取得の支援だけでなく賃貸住宅についても家賃の消費税が非課税となっているほか、低所得者の家賃負担の軽減、高齢者向けのサービス付き住宅の供給などの支援を行っております。

（拍手）

○国務大臣（麻生太郎） 拍手

理由、特例公債の発行の抑制に努めるとの規定を信用できる根拠、財政の健全化という表現の趣旨等について、計四問お尋ねがあつております。まず、特例公債法の経緯についてお尋ねがありました。

昭和五十年以降、平成二十四年度までに複数年度の枠組みが設けられるまで、特例公債を発行する場合は毎年度法律を定めてきたところであり、これは、特例公債は財政法第四条の特例であり、できる限り発行を抑制することが望ましいことなどを踏まえた対応であつたと私どもとしては認識をいたしております。

次に、複数年度の特例公債発行を可能とする理由についてお尋ねがありました。

現在の厳しい財政状況を見れば、当面、特例公債を全く発行せずに財政運営を行うことは困難と見込まれております。このため、今回の特例公債法の改正案では、安定的な財政運営を確保する観点から、平成二十四年度に議員修正によつて定められた枠組みを引き継ぎ、現行法と同様に今後五年間の特例公債の発行根拠を設けることとしていたしております。

次に、特例公債の発行の抑制に努めるとの規定を信用できる根拠についてお尋ねがあつております。

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化につきましては、国民の信を得て消費税率引上げ分

の使い道を見直し、子育て世代への投資と社会保障の安定化にバランスよく充当したことと併せて達成時期を変更したところであります。

今回の改正に当たっては、本法案に規定されておりますように、財政の健全化に向けて経済・財政一体改革を推進し、特例公債の発行額の抑制に努めるといたしております。

引き続き二〇二五年年度のプライマリーバランスの黒字化の達成に向けて、これまでの歳出改革の取組を継続しつつ、経済再生と財政健全化の両立を図つてまいりたいと考えております。

最後に、財政の健全化という表現の趣旨についてのお尋ねがあつております。

政府は、財政健全化の当面的具体的目標として、二〇二五年年度のプライマリーバランス黒字化及び債務残高対GDP比の安定的な引下げを掲げております。本法案における財政の健全化は、これらの目標を含みまして持続可能な財政の構築などを図ろうとするものであります。（拍手）

○議長（山東昭子） 音喜多駿さん。

（音喜多駿君登壇、拍手）

○音喜多駿君 日本維新の会の音喜多駿です。本日は三月十日、東京大空襲から七十六年がたちました。改めて犠牲になられた方々に哀悼の意をささげますとともに、不戦の誓いを新たにしたいと存じます。

それでは、会派を代表して、所得税法等の一部改正案及び特例公債法案に対して質問いたします。

法案質疑に先立ち、まず初めに現下のコロナ対応について伺います。

先週、一都三県の緊急事態宣言の延長が決定されました。非常に難しい判断であつたことは理解をします。この延長判断に先立つては、東京都の重症病床使用率が突如、大幅に変更されるという事態が発生しました。地域を預かる知事の判断は尊重したい反面、重要な指標の変更がなされた

にもかかわらず、その理由、背景について東京都及び都知事は十分な説明を果たしているとは到底考えられず、このような不信感が残る状況で延長の要請、決断が行われたことは、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

昨年からずっと問題になっていた政府と東京都の数字のずれが、なぜ二月になって突然、修正がなされたのか。重要な指標の一つが変更され、問題は生じないのか。政府は、この検証を東京都と協力して再度行うとともに、二週間延長された緊急事態宣言については、客観的な基準が明確な出口戦略を責任を持って構築すべきと考えますが、総理の見解をお伺いいたします。

さて、大手シンクタンクの試算によると、この二週間の延長決定による経済損失は七千億円、失業者も三万人増加するというところで、中長期的な我が国経済への影響が懸念されます。今回の所得税法等の一部改正案は、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現を図ることを目的としておりますが、目下のところは更なる減税による財政出動が急務です。我が党は消費税を二年間五％に減税をする消費税減税プログラム法案を議員立法で提出しております。今こそ期限を定めた消費税の減税を決断すべきと考えますが、総理の見解を伺います。

続いて、特例公債法案についてお伺いいたします。昭和の時代から特例公債の発行は常態化してきたものの、毎年、国会の審査に服してきました。複数年度の特例公債を認める法案が提出されたのは平成二十四年になってからであり、この主な理由は、ねじれ国会による政治的な駆け引きを背景とするものです。

そもそも、我が国の財政規律を定めている財政法は四条一項において建設公債以外の赤字国債の発行を禁じています。こうした財政法の趣旨、国会の機能及び歴史的経緯に鑑みれば、特例公債は毎年度ごとに法案提出するべきであるのは当然の

ことではないでしょうか。現状における積極財政の必要性を否定するものではありませんが、経済、財政の状況は刻一刻と変化するものであり、国会審議を経て毎年その都度必要な財政出動を行うことは十分に可能なはずであります。

複数年度の特例公債を認めることは国会軽視であり、不合理であると考えますが、財務大臣の見解をお伺いいたします。

次に、所得税法等の一部改正案の各論についてお伺いいたします。

東京都のベビーシッター助成金が課税対象となる問題に端を発した保育に関する助成金の課税については、国会の場で私が一昨年に初めて取り上げ、非課税化を求めてまいりました。今回の改正案において、国や地方自治体の実施する子育てに係る助成などに非課税措置がとられたことは高く評価をいたします。

一方で、保育の重要性と少子化対策を考えれば、保育については更に踏み込んで、教育と同様に保育に係るものをできる限り広く非課税とするべきではないでしょうか。提出法案では、所得税法九条で学資金が非課税となつていふことと同様に、九条に保育の規定が置かれることとなつていますが、その対象は限定されないよう、保育全体が幅広く対象となることが望ましいと考えますが、財務大臣の見解をお伺いいたします。

政府は希望出生率一・八を掲げ、少子化対策に取り組んでまいりましたが、二〇一九年には日本で生まれた子供の数が史上最低の八十六万人台となる八十六万ショックに見舞われるなど、少子化の勢いは止まりません。加えて、一般のコロナ下では、少子化は一層加速する可能性が高くなつています。より抜本的な少子化対策が求められており、税制でも子育て世帯の経済的負担を軽減させる政策を強く打ち出していく必要があります。

そこで、フランスで導入され、出生率向上に成果が出たとされる、子供の数が多いほど税負担が軽減される世帯単位課税、いわゆるN分N乗方式

を再度検討し、導入するべきと考えますが、総理の見解をお伺いします。

菅政権は、国際金融センターの実現を政策の目玉に掲げています。今回の税制改正においても、キャリアードインタレストの課税取扱いの明確化など、国際金融センター実現を念頭にした改正が入っていますが、国際金融拠点の確立には心もとないものです。そもそも、現状、日本の各都市が国際金融都市として魅力的ではないと考えられている理由をどのように分析されているのか、金融担当大臣にお伺いいたします。

国際金融センターの拠点確立に向けては、外国の金融都市に比べて大きい税負担があることが一つの課題であり、実際に国際金融都市を目指す大阪府などからも、是正、引下げの要望が出されています。今、政府が考えている税制緩和だけでは全く不十分であり、対象地域では法人税はシンガポール、香港並みに、所得税は非課税とするなど、よりダイナミックな税体系の導入を検討すべきと考えますが、財務大臣の見解をお伺いします。

また、証券取引の一極集中による弊害も国際競争力を備えた金融拠点が確立されない理由の一つです。私設取引所に総量規制があることで、PTS、私設取引システムが広がらず、東京証券取引所などの優遇になつていくという指摘がございます。この点の緩和を検討すべきと考えますが、金融担当大臣の見解をお伺いします。

加えて、国際金融センターの拠点を国内で確立するには特区を用いるなど、地域にピンポイントで適用される機動的な政策が必要です。より具体的に都市を限定し、期限のある数値目標を明確に定めるべきと考えますが、総理の見解をお伺いいたします。

今回の改正案には、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、DX減税が創設されています。テレワーク率の低迷やDX人材不足など、国内ビジネスのデジタル化の遅れはもとより、政府の各種支援策の不足や接触アプリの機能

不全といった行政のデジタル化の不調も浮き彫りになっていきます。

今回の所得税法の改正案にはDX減税が入ったことは評価をいたしますが、一方で、企業だけではなく、霞が関、永田町のDXを進めるべきであり、とりわけ、民間企業には言い訳は許されないと担当大臣が厳しい目標を強いながら、事前告知をした甘い調査ですら約六割と低迷する中央省庁のテレワーク環境をしっかりと推進するべきと考えますが、総理の見解をお伺いいたします。

なお、国会においてもいまだにオンライン出席、オンライン審議が全く進まない現状は極めて遺憾であり、世間との乖離が激しく、改善に向けた議論を早急に行うことを改めて提言をいたします。

行政のDXは、ブラックと言われる霞が関の職場環境改善にも直結します。翻って総理は先日記者会見で、若手官僚退職の増加、そして、その一番の理由であるブラック霞が関の指摘を受けたところ、労働力の流動化、そうしたことがやはり大事な点というふうに思いますと回答されました。ブラック霞が関に対する現状認識、解決手段の回答としては余りにも心もとないものであり、この回答に失望した若手官僚も多くいるのではないかと聞き及びます。

先週には、新型コロナウイルス感染症対策室の職員の一月の時間外在庁時間が平均百二十四時間、最も長かった職員は三百九十一時間という驚くべき数値も発表されました。これほどの残業常態化は尋常ではなく、組織として破綻状態だと思えます。行政のDXはもとより、一人一人のジョブディスクリプションとその実態を精査し、抜本的な業務の見直しと削減を断行するなど、ブラック霞が関の環境改善を政府主導で取り組むべきと考えますが、改めて総理の御見解をお伺いいたします。

日本維新の会は、社会の情勢変化を正面から受け止め、変えるべきは大胆に変えていくために、引き続き具体的な政策提言をしていくことを申し

上げまして、私からの質問を終わります。(拍手)
〔内閣総理大臣菅義偉君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(菅義偉君) 首喜多駿議員にお答えをいたします。

東京都の重症病床利用率及び緊急事態宣言についてお尋ねがありました。

御指摘の東京都の重症病床利用率については、従来、東京都は独自の基準に基づいて算出しておりましたが、緊急事態宣言の解除等の判断に当たって、医療提供体制の状況を全国統一の基準で把握することが重要であるため、東京都が改めて国の基準に基づき各医療機関への調査を行い、二月下旬に報告をいただいたものであります。

緊急事態宣言については、新規感染者数、病床の利用率などの指標を総合的に勘案し、専門家の意見も踏まえた上で判断することになっております。政府としては、この二週間で宣言を解除できるよう、自治体とも緊密に連携しつつ、これまでの対策を徹底してまいります。

消費税の減税についてお尋ねがありました。新型コロナウイルスの影響については、事業と雇用、暮らしを守るため、資金繰り支援や雇用調整助成金、緊急小口資金などによる支援に全力を挙げております。その上で、ポストコロナを見据えて、成長志向の経済政策を進め、経済再生に取り組んでいく考えであり、今般の税制改正法案にも、企業のグリーンやデジタル化への投資を促進するための特例を盛り込んでおります。

消費税は、社会保障のために必要な財源と考えております。

子育て支援のための税制についてお尋ねがありました。

政権として、長年にわたる最大の課題である少子化対策に真つ正面から取り組み、前に進めていきたいと考えております。不妊治療の助成制度の大幅拡充など、様々な対策を講じております。いわゆるN分N乗方式については、共働き世帯に比べて片働き世帯が有利になることや、高額所

得者に税制上大きな利益を与えることなど、様々な課題があると承知をしております。

今後、結婚や出産、子育てを希望する方々の声に丁寧な耳を傾け、効果的な対策を実施してまいります。

国際金融センターの実現についてお尋ねがありました。

我が国において国際金融センターを実現するには、まずは我が国自体がビジネスを行う場として魅力的な国家になるべく改革を進めることが大事だと思います。

そのために、特に金融関係者から要望が強い税制について、外国人の国外財産を相続税の対象外とするなど、抜本的な見直しを行うこととしております。さらに、行政サービスの英語対応、在留資格の緩和も含めた総合的な環境整備を行うてまいります。この中で、国際金融センターに向けた取組を行う地域については、政府として積極的に連携して実現に向けて取り組んでまいります。

テレワーク環境整備の推進についてお尋ねがありました。

緊急事態宣言の下に、感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、各府省庁は、民間企業と同等の七割を目指して引き続き取り組んでまいります。

その上で、テレワークは働き方改革の観点からも重要であり、この三月中に国家公務員に関するテレワークのロードマップを改定し、通信環境や業務分担などの環境整備を着実に進めてまいります。

霞が関の職場環境改善についてお尋ねがありました。

長時間労働は、国家公務員の志望者の減少や中途退職者の増加の理由としても挙げられており、霞が関の職員の士気の低下や能力の発揮を妨げる問題であり、その是正が急務であると考えております。

このため、組織を挙げて業務の見直しやデジタル

化による効率化を進めるとともに、人事評価などによるマネジメントの改善を行うなど、政府全体で働き方改革を行い、職場環境の改善に取り組んでまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 音喜多議員から、特例公債法の在り方、子育て助成の非課税措置、国際金融都市としての魅力的でないと考えられている理由、国際金融センターを念頭に置いた税制措置、私設取引所システム、いわゆるTPSですけれども、取引所の関係について、計五問お尋ねがっております。

まず、特例公債法の在り方についてお尋ねがありました。

現在の厳しい財政状況を見ますと、当面、特例公債を全く発行せずに財政運営を行うことは困難と見込まれております。このため、今回の特例公債法の改正案では、安定的な財政運営を確保するという観点から、平成二十四年に議員修正によって定められた枠組みを引き継ぎまして、現行法と同様に、今後五年間の特例公債の発行根拠を設けることとしたしております。

なお、本法案では、現行法と同様に、各年度の特例公債の発行限度額について、毎年度の予算により国会の議決をいただくこととしたしており、国会軽税との御指摘は当たらないものと考えております。

次に、子育て助成の非課税措置についてのお尋ねがございました。

今回の改正案は、幼児教育、保育無償化により国から受ける援助について非課税とされていることなどを踏まえまして、子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育て助成について所得税を非課税とすることとし、学資金と同様に所得税法第九条に規定をいたしております改正案として、法案を提出したところであります。

所得税法第九条に関するというか、規定する際に当たりまして、御指摘のように保育全体を対象として規定をさせていただいた場合は、対象範囲がこれ明確ではありませんし、例えば保育と一体として行われております子育て家庭への家事支援などの助成が非課税とならない可能性があるものと考えております。

次に、日本の都市が国際金融都市としての魅力的でないと考えている理由についてのお尋ねがございました。

日本には、確固たる民主主義、法治主義に支えられた安定した政治、また良好な治安、また生活環境等々という強みがありますほか、大きな実体経済、また開かれた株式市場、約一千九百兆円というようないわゆる個人家計金融資産などがあります。また、資産運用ビジネスにとつて大きなポテンシャル、可能性が存在していると思っております。

一方で、日本の魅力を高める上での課題としては、税制、英語対応、在留資格といった点が挙げられているものと承知をいたしております。

こうした点を改善するため、国際金融センターの確立に向けて、税制、行政サービスの英語対応、在留資格の緩和などの諸課題に取り組んでいるところであります。

次に、金融センターを念頭に置いた税制措置についてのお尋ねがありました。

今般の税制措置につきましては、法人税に関しましては、一定の要件を満たせば、役員に対する業績連動給与の損金算入を可能にする、また、所得税に関しましては、ファンドマネジャーがファンドから運用成果に応じ出資割合を超えて受け取る利益について、一定の場合には、海外と遜色ない二〇〇分の分離課税の対象とすることなどを明確化するなど、海外事業者や高度金融人材を呼び込む環境を整備して、日本が国際金融センターとしての地位を確立するための措置を盛り込んで

おるところであります。

今後、行政サービスの英語対応、在留資格の緩和といった税制以外の施策と併せまして、国際金融センターの確立に向けた取組を引き続き進めてまいりますと考えております。

最後に、私設取引システム、いわゆるプロプライエタリー・トレーディング・システム、TPSについての取引所関係についてのお尋ねがありました。

取引所につきましては、公正な取引の確保と投資家保護の観点から、これは免許制となつておりますが、自主規制業務の義務付け、議決権保有や兼業の制限などの厳格な規制が設けられておりますのは御存じのとおりです。

他方、TPSは、これは取引所ごとの高度な価格形成機能は有しておりますので、許可制としたしております。取引所と比べ、むしろ緩やかな規制となつておるのが現状です。

その上で、TPSにつきましては、取引量が拡大をし、一定の価格形成機能を有することになったという場合には、取引所免許の取得を求めることとしたしております。

PT Sの制度の在り方につきましては、こうした点を踏まえまして、公正な取引の確保や投資家保護を前提に、取引所とPT Sの間の適切な競争の確保の観点から検討する必要があると考えております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 上田清司さん。

(上田清司君登壇、拍手)

○上田清司君 国民民主党・新緑風会の上田清司です。

ただいま議題となりました法律案について、会派を代表して、菅総理を始め関係大臣に質問させていただきます。

まず、日本の現実からです。安倍前総理も菅総理も、コロナ禍以前のアベノミクスの成果を誇つておられました。いわく、円

高が修正され企業収益が増大した、株高が実現した、有効求人倍率が四十七都道府県全て一・〇を超え雇用が好調、インバウンドが一千万人から三千万人まで超えたなど強調されました。

しかし、企業の収益は所得再分配や投資に回らず、企業の内部留保が史上最大になりました。雇用拡大の多くは非正規雇用であり、平均賃金の中央値が大きく下がったのもこの時期です。

インバウンドの推進と成果は評価するものですが、外国人旅行者の平均滞在日数は五日間であり、消費平均は約十五万円と聞いております。インバウンドの一千万人のGDPは約一・五兆円、二千万人増のインバウンド効果はGDP約三兆円です。GDP五百五十兆円の中では決して大きくありません。日本国内の内需を五％動かすだけで、十六兆、十七兆のGDPが増えます。

ここで、改めて平成元年から平成三十年までを世界と比較します。

平成元年から平成四年まで産業競争力は四年連続世界一でした。ところが、一昨年は三十四位、昨年は三十七位に落ちています。世界企業ランキングについても目を覆うばかりです。平成元年は、世界の時価総額上位五十社のうち日本は三十二社、上位十社の中で六社を占めておりました。今は二十六位のトヨタのみになっています。

GDP総額は中国に抜かれ第三位ですが、一人当たりのGDPを見ると、平成七年までスイス、ルクセンブルクに次いで三位だったものが、為替によって順位は変わりますが、現在は二十七位になっています。

賃金を見ても、名目でも実質賃金でも平成七年、一九九五年がピークで、二十五年を過ぎた現在においてもそれを超えていません。何よりも、外国と比較すれば、日本の賃金が異常に上がっています。日本のピークの平成七年、一九九五年を一〇〇とすると、平成三十年、二〇一八年には日本は九〇、アメリカは二〇〇、ユーロ圏は一六〇となっています。

この三十年間の現実について、総理並びに財務大臣に率直な所感を伺いたいと思います。

以上のような現実を踏まえ、所得税法の一部改正等、産業競争力に絞って伺います。

まず、デジタルトランスフォーメーション促進税制の創設についてです。

先ほど申し上げました世界競争力三十七位は総合順位ですが、六十三か国の参加で日本が六十三位が二分野あります。一つは起業家マインド、もう一つはDXです。その意味では、菅総理の炯眼はすばらしいものです。事実、コロナ禍の対応でもデジタル化の遅れは明らかになりました。

産業競争力強化法に定める認定された事業適応計画に基づいて行う設備投資について、税額控除も三％と五％、特別償却も三〇％となっており、話が小さいと思います。一定のデジタル投資に対し、取得額以上の減価償却を認めるハイパー償却税制を導入すべきではないかと思えます。

DXを進めるための設備投資やソフトウェアの研究開発に係る費用について、最大一〇〇％を法人税から控除する税制を五年間の時限措置とするダイナミックな案にすべきではないかと提案いたします。財務大臣の見解を伺います。

次に、カーボンニュートラルに向けた投資推進税制の創設です。

今や気候変動というより気候危機という認識で自然環境悪化に人類の知恵を結集すべきだと思えます。菅総理が二〇五〇年までにカーボンニュートラルの実現を政策の柱に掲げたことは正しく、評価できます。

技術革新と環境適応を目指し、温暖化ガス削減やエネルギー消費削減につながる設備、製品、サービスへの投資に大胆な税制優遇を導入すべきです。

そこで、提案です。
提案一、政府案は事業適応計画の水準が高く、参入企業が限定されるので、中小企業が参入できるように計画にすべきではないかと思えます。

提案二、仮に大きな投資が赤字決算につながる場合、翌期以降の黒字と相殺する繰越欠損金控除制度を拡充すべきではないでしょうか。

提案三、投資額の五〇％か一〇〇％を法人税から差し引ける仕組みとして、投資額上限を一千億円、期間は五年間とするぐらい大胆な政策を出すべきだと思います。

政府案は小出しの政策で、今こそチャンスという思いを企業家を感じさせられないものです。以上三点、財務大臣の御答弁をお願いいたします。ちなみに、産業競争力強化法等の一部を改正する法律案についても少し小ぶりです。

経済産業大臣、毎年のようにこうした政策を打ち出されておられますが、日本の競争力は、昨年、三十四位から三十七位になっています。この政策によって順位はどのように上がるんでしょうか。

また、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の効果について、二酸化炭素の削減予定量はどうのように試算されているのでしょうか。

産業競争力強化は、かつて日本が展開したように選択と集中が必要です。リスクの高い技術、製品、開発には思い切った税制や補助金などで支援をする。一方、公正な競争を通じて企業の競争力や消費者への受益も拡大することが重要です。

今は、GOTOキャンペーンの中抜き、ぼったくり、あるいは国民が全く使用しないアベノマスクについても四百六十億円も公開入札もない随意契約で支出を行い、また、総務省高官の接待漬けに見られるように、コネが産業競争力をむしろ押し上げています。ヒラメ官僚、お調子者官僚がばつこする霞が関であれば、日本全体が劣化するのとは当然です。

国会の委員会で平気でうそをつき、そのうその報告を大臣が国会で報告するという二重の失態。もし証人喚問であれば、総務省の高官は偽証罪で罪を問われることになります。なぜうその報告を取りまとめた事務次官が厳重注意なのですか。国会の審議でうそをつくのがそんなに軽い話なのか。事務次官は更迭すべきではないでしょうか。武田総務大臣に伺います。

一連の不祥事の原因は、菅総理の人事の在り方、つまり、正論であろうがなからうが、逆らうやつは左遷と言われることにあるとよく報道されています。本当のところはどうなのか、大変恐縮ですが、菅総理に伺います。

最後に、いつの間にかプライマリバランスの黒字化が後退し、一年ごとに国家国民のため、まさにこんなことをいつまでも認めるべきではないと心に刻み込むために特例公債をやっているのに、五年間はフリーパスという仕組みをつくられました。ずるずると財政健全化の道が後退していませんか。

菅総理、特例公債発行について一年ごとの仕組みに戻すというリーダーシップを発揮する気持ちはありませんか。御答弁願います。

菅総理には、頭の痛い問題続出の中でありますが、日本国、日本国民のため日夜御尽力いただいていることに感謝を申し上げ、質問を終えます。ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣菅義偉君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(菅義偉君) 上田清司議員にお答えをいたします。

過去三十年間の我が国経済についてお尋ねがありました。

バブル崩壊後、我が国では少子化、高齢化が進む中でデフレが顕在化し、その下で企業は投資を控え、競争力や賃金が低迷しておりました。政権交代以降八年間、経済最優先で取り組んできた結果として、GDPや株価は大幅に上昇し、国民の稼ぎに当たる総雇用者所得は増加が続くなど、大きな成果を上げてきたと思っています。まずは新型コロナを収束させ、グリーン、デジタルなどの成長志向の経済政策を進めることで、経済を再び成長をさせてまいります。

総務省の事案の原因と人事の在り方についてお

尋ねがありました。

人事は常に適材適所の観点から、その人の能力、経験などを総合的に考慮し、法令に基づいて適切に行っております。

また、お尋ねの事案については、総務省において、第三者も入って客観性も担保した上で検証を徹底をし、国家公務員倫理審査会の指導も受けるなどしながら、ルールにのっとり、しっかりと対応してまいります。

特例公債の発行等についてお尋ねがありました。

私の内閣では、経済あつての財政、この考え方の下に、当面は感染症対策に全力を挙げつつ、経済を強くする政策に全力で取り組むとともに、財政健全化についてもその旗を下ろさず、プライマリーバランスの黒字化目標に向け改革を進めてまいります。

特例公債法については、引き続き複数年度の枠組みとする法案を御審議いただいておりますが、各年度の発行限度額は毎年度の予算により国会の決議をいただくこととしており、後退をしているということはありません。

残余の質問については、関係大臣に答えさせていただきます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 上田議員からは、日本経済の現状認識、デジタルトランスフォーメーションの投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、計三問お尋ねが あっております。

まず、日本経済の現状認識についてのお尋ねがありました。

日本経済は、御存じのように、これ一九九〇年代から、バブル崩壊という言葉が使われましかれども、低い経済成長と長引くデフレーションによります停滞を経験をしてきております。二〇一二年十二月の政権交代以降、長引くデフレからの脱却、日本経済を力強く成長させていくため、金

融政策、財政政策、成長戦略を一体として進めてきたところであります。

こうした取組によって、極めて短い期間でデフレーションではないという状況をつくり出すとともに、新型コロナウイルスの流行前には、GDPは名目、実質共に過去最高水準となり、高水準の企業収益、雇用・所得環境の改善を背景に経済の好循環は着実に進んできていたと考えております。

足下の日本経済は、新型コロナウイルスの影響により今でも依然として厳しい状況にありますけれども、総合経済対策等に盛り込まれた施策を着実に実行することで、民需主導の経済成長を早期に実現していくことが重要であると私もは考えております。

次に、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制についてのお尋ねが あっております。

まず、法人税に係る租税特別措置について、投資額の全額又は投資金額を超えて税制上の支援を行うということとは、その必要性、有効性、減価償却等々を考慮して、財政的な影響といった観点も踏まえて、これはちよつと慎重に検討すべき問題だろうと考えております。常識じやちよつと考えられぬところでありますけれども、なかなか、意見としてそういう御意見もあるというのは参考になりました。

今般の税制改正において、新型コロナウイルスを受けまして企業がデジタル技術を活用して新たな日常に 対応した事業再構築を進めていく取組を後押ししていくため、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制を創設することとしたしております。本税制によって企業変革に向けたシステム投資が活発に行われることにより、世界的なデジタル化の波に乗り遅れることがなく、日本の国際競争力の確保、国民の利便性の向上を促してまいりたいと考えております。

最後に、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制についてのお尋ねが あっております。カーボンニュートラルに向けた投資促進税制で

求めております事業適応計画の水準というものは、二〇五〇年カーボンニュートラルという高い目標の実現に向けて必要となる水準と考えておりまして、この税制により、中小企業を含め企業の意欲的な取組を税制上強力に支援してまいりたいと考えております。

また、この改正におきまして、大法人の繰越欠損金の控除上限について、カーボンニュートラル等の適格投資の範囲内で所得の最大一〇〇%まで繰越控除を可能とする特例を創設することとしております。これにより、企業赤字を含め厳しい経営環境の中でも果敢に投資を行い、事業等々に積極的に取り組んでいく企業というものを支援してまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣梶山弘志君登壇、拍手)

○国務大臣(梶山弘志君) 上田議員からの御質問にお答えをいたします。

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案の効果に関するお尋ねがありました。委員御指摘の国際競争力の低迷の一因として、成長投資が不十分で新しい稼ぐ力を生み出せていないことがあるものと認識をしております。

日本企業が付加価値の高い新たな製品、サービスを生み出すためには、長期的視点を経営に取り戻し、利益を研究開発、設備投資、スタートアップ等の企業買収など未来への投資に積極的に回すことが必要であります。このような認識の下で、長期視点に立った企業の変革を後押しするため、今通常国会に産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案を提出させていただきます。

御指摘の競争力ランキングにつきましては、本法案以外の政策も含め様々な要因で左右されるため、この法案による効果をお答えすることは困難ですが、法案のみならず、予算、税制による措置を総動員することで日本企業のイノベーションを後押しし、ウイズコロナ、ポストコロナ時代における日本企業の国際競争力の向上を実現するとともに、我が国経済が再び力強く成長できるよう全

力を尽くしてまいります。

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制による二酸化炭素の排出削減効果についてお尋ねがありました。

この税制では、例えば、化合物パワー半導体や高性能のリチウムイオン蓄電池など、大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備を対象と想定しております。

これらの製品の普及が一定程度実現をし、既存製品からの転換が進んだと仮定すると、二〇三〇年時点で年間約三千六百万トンのCO₂排出量を押し下げる効果が得られるものと試算をしているところであります。これは、日本全体のエネルギー起源のCO₂の年間排出量と比較すると約四%に相当をいたします。

加えて、本税制により、事業者や工場などにおいて、よりCO₂を排出せずに収益を伸ばすことを表す指標である炭素生産性の向上につながる設備投資も促進することで、更なる効果も期待できます。

二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けて、この税制のみならず、あらゆる政策を総動員して取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣武田良太君登壇、拍手)

○国務大臣(武田良太君) 上田議員からの御質問にお答えをいたします。

総務省職員の国家公務員倫理規程違反の事案について御質問をいただきました。

この度は、度重なる総務省幹部職員の会食に関わる事案により国民の疑念を招く事態となったことにつきまして、改めて深くおわび申し上げます。

一連の事案に関する国会への御報告に際しましては、調査においてそのときそのとき本人に確認できたことを前提として答弁をしてきております。しかしながら、新たに倫理法に違反する疑いがある会食が判明したことは事実であり、深刻に受け止めております。

これまでのコンプライアンス対応で相談に乗っていたにいたる弁護士の方に加え、検事経験のある弁護士の方にも新たに参加していただき、調査対象、調査手法まで御指導を仰ぎつつ、ヒアリングにもできる限り御同席していただくなど、常に第三者のチェックをいただながら、改めて徹底した調査を進めることといたしております。

いずれにせよ、こうした疑念を招くことが二度と起こらないよう、私が先頭に立って、コンプライアンスを徹底的に確保し、国民の信頼回復に努めてまいります。総務事務次官には、信頼回復に力を尽くすことで責任を果たしてもらいたいと考えております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 大門実紀史さん。

(大門実紀史君登壇、拍手)

○大門実紀史君 日本共産党の大門実紀史です。会派を代表し、質問をいたします。議題となりました法案に関連して、特にコロナ禍で苦しむ中小企業への支援と税制について質問します。

この間、商工会議所など中小企業団体と懇談を重ねてまいりました。異口同音に出されたのは、政府の支援策が後手後手、右往左往、継ぎはぎだらけだという厳しい意見でした。

例えば、各団体の一番の要望は持続化給付金の継続でした。しかし、菅内閣は、コロナ第三波が襲来していたにもかかわらず、昨年のうちに打ち切りを決定してしまいました。

ところが、年が明け、再び緊急事態が出されるようになると、持続化給付金を打ち切ったままだというわけにはいけなくなり、慌てて法人は上限六十万円、個人は三十万円の一時支援金を急ごしらえで打ち出しました。

この一時支援金は、現場の評判が大変悪い。給付金額も少ない上に、事前に商工会議所や税理士などの登録確認機関の認定を受けてからでないで申請できないなど手続も煩雑です。こんな面倒な制度を新たに作るくらいなら、持続化給付金を

継続、拡充すればよかったのではありませんか。総理の考えをお聞かせします。

これでは、中小企業の皆さんから、後手後手、右往左往、継ぎはぎだと言われても仕方がありません。

しかも、一時支援金の実施要項が発表されたのは、先週の三月一日です。これから持続化給付金以上の面倒な手続を行うとしたら、実際に給付されるのはいくつ頃になるのですか。早くても四月半ば、ほとんどは五月以降になるのではありませんか。それまで現場の事業者が持ちこたえられずと総理はお考えですか。お答えください。

菅内閣の打ち出した新たな給付金は、内容が不十分だけでなく、事業者の間に深刻な分断を生んでいます。

一日六万円の時短協力金は、助かる飲食店がある一方で、六万円では固定費にもならない中規模以上の飲食店がたくさんあります。また、対象となる飲食店は、例えば二十日で二百二十万円の給付が受けられますが、その飲食店に納入する酒屋さんなどの事業者は、売上げが半減していても一時支援金の六十万円か三十万円しか給付されません。

先週訪問した中小企業の経営者団体の事務局長さんは、今回の時短協力金や一時協力金について、私にこう言われました。なぜあそこは助けてうちは助けてくれないのか、そういう不公平感が会員の間に分断を生んでいる。それがこの苦境と一緒に乗り切ろうと頑張ってきた連帯感を失わせて、会議にも人が集まらなくなった。組織にとって、お金の問題より深刻だ。こういう亀裂や分断を生まないためにも、一律の金額ではなく、売上高など事業規模に応じた公平な支援を検討すべきではありませんか。総理の考えをお聞かせします。

持続化給付金が打ち切られた背景には、昨年十一月末、財務省の財政制度等審議会が提出した来年度予算編成に向けた建議がありました。この建議は、持続化給付金などの支援はモラルハザード

を生み、中小企業の新陳代謝を阻害するから終了すべきだという、現場の苦境を知らないともでない主張をしています。

この建議の背景には、総理のブレインと言われたきた経済評論家のデービッド・アトキンソンさんの中小企業の淘汰・新陳代謝論があります。アトキンソンさんは、日本の中小企業は数が多過ぎる、生産性が低い、規模を大きくして半分の数にすべきだと提言してきた方です。

総理が創設した成長戦略会議のメンバーにも登用され、昨年十二月に出された成長戦略会議の実行計画には、中小企業の実績が低い、規模の拡大を促進すべきだなど、アトキンソンさんの主張が採用されています。

しかし、生産性や規模の大きさが全てでしょうか。日本の中小企業は、小さくてもきらりと光る優秀な技術を持ち、それが技術立国日本を支えてきたのではないのでしょうか。単に規模の拡大だけを追求すれば、中小企業の淘汰を後押しすることになりかねません。総理の考えを伺います。

こういう考えに基づいて、今回、中小企業のMアンドA促進税制が提案されています。生産性の引上げを目指し、中小企業の合併、買収の促進、つまり大が小をのみ込む形で規模の拡大を促進するための税制です。

麻生財務大臣は、一昨日の予算委員会でも、アメリカの有名なデパート、メーシーズは、人が少なくて生産性は高いがサービスは悪いという分かりやすい例を引いて、世の中、生産性だけが全てではないという見識のある発言をされました。

それならば、今回の中小企業のMアンドA促進税制のような筋の悪い改正は見送るべきではないでしょうか。

次に、コロナ禍による中小企業の過剰債務問題についてお聞かせします。

コロナ対応の特別融資は、中小企業、中小事業者のまさに命綱の役割を果たしてきました。民間金融機関のコロナ特別融資の残高は一月末現在で

十七・五兆円、日本公庫で十二兆円にも達しており、従来の年の二倍以上の巨額の融資がコロナ対応として実施されております。長引くコロナ禍の下で、当面は返済の据置き、猶予がどうしても必要になりますが、その後のことも政治の責任として考える必要があります。

コロナ特別融資は、平時における借入金とは性格が異なります。コロナ禍での営業損失の穴埋めに使われた借入金であり、言わばコロナ債務とも呼ぶべきものです。コロナが収束し、仕事が始まると、事業者は仕入れのための運転資金や設備資金が必要になってきます。これは言わば前向きな借入金ですが、コロナ債務が残っているために、金融機関が新たな融資に応じてくれるかどうかは分かりません。過剰債務にある事業者への融資は、金融機関にとってもリスクを伴うからです。新たな融資が実行されなければ、中小企業、中小事業者は倒産、廃業するしかありません。このまま個々の金融機関と事業者に任せて放置すれば、今年の秋以降にも倒産が急増していく危険性があります。

コロナ債務と新しい債務との二重債務問題をどう解決していくか、コロナ後の日本経済を立て直す上でも避けて通れない課題ではないでしょうか。総理の認識を伺います。

二重債務の解決は、過去の経験からしても、コロナ債務を削減、縮減、整理するしか方法はありません。東日本大震災のときは、与野党を超えて二重債務、二重ローン問題を議論し、債権買取り機構や中小企業再生スキーム、私的整理ガイドラインなどを含め、過去の債務の削減、縮減、整理の仕組みが打ち出されました。

一月末の財政金融委員会では、これらのことも参考にしたが、私はコロナ債務の縮減、整理について検討されるよう麻生大臣に求めたところ、今後検討すべき課題だとの答弁をいただきました。先日、自民党の金融調査会からも、債務の返済猶予などの提言が出されたと聞いております。

麻生金融担当大臣、頑張る中小企業を支援することは国の責務です。中小企業の過剰債務をどう解決すべきか、金融庁としても具体的な検討に入るべきではないでしょうか。この点での早急な対応を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣菅義偉君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(菅義偉君) 大門実紀史議員にお答えをいたします。

一時金についてお尋ねがありました。飲食店の営業時間短縮などの影響により、売上げが大幅に減少した事業者には、一時金を支給することとしております。その申請手続については、不正防止と負担軽減の両面に配慮しており、例えば、所属する商工会や取引のある金融機関などの確認があれば簡素化するなど、できるだけ事業者の御負担にならないようにしております。

全国に緊急事態宣言を行い、幅広い業種に休業要請を行った昨年とは状況が異なることから、昨年のように一律の持続化給付金を再度支給することとは考えておりませんが、一時金に加え、資金繰り支援や雇用調整助成金など様々な支援によって雇用と事業をしっかりと支えてまいります。

一時金の給付時期についてお尋ねがありました。一時金は、三月八日より申請の受付を開始しています。給付までの期間は申請書類不備の有無などによって異なることとなりますが、厳しい経営環境に置かれている事業者に配慮し、可能な限り早くお手元にお届けできるようにしっかりと対応してまいります。

事業者への支援についてお尋ねがありました。今回の緊急事態宣言では飲食店の時間短縮を中心に対策を行っており、その影響を受ける飲食店などに対して協礼金や一時金を支給することとしております。これらは簡易な申請で迅速に支給するため、協礼金は一律の金額、一時金は最大六十万円で売上げ減に応じた金額となっていますが、さらに一日最大一万五千円の雇用調整助成金

による人件費の支援や事業規模に応じた資金繰り支援なども行っており、これらの支援で事業と雇用を支えてまいります。

中小企業政策についてお尋ねがありました。人口減少、国際化が進む中であって、私は、中小企業政策については中小企業を淘汰することが目的ではなく、優秀な技術を持つ中小企業の経営基盤を強化することで中堅企業へ成長し、海外で競争できるような企業を増やしていくことが重要だと考えております。こうした問題意識は、私が経済産業大臣政務官であった二十年前からのことでありました。

あわせて、規模の大きさにかかわらず、地域の経済や雇用を支える小規模事業者が持続的に発展できるようにすることも重要だと思います。そのため、中小企業のデジタル化など、中小企業の生産性を向上させ足腰を強くする仕組みを構築し、創意工夫する企業を応援してまいります。

中小企業が抱える債務についてお尋ねがありました。

多くの中小企業が厳しい経済環境にある中、事業を継続していただくため、資金繰り支援に万全を期してまいります。更なる資金需要については、中小企業に対する新規融資の積極的な実施を金融機関に求めるなど、環境整備に努めてまいります。今週月曜日にも、財務大臣から、政府系・民間金融機関に対して、改めて要請を行ったところです。また、既に有している債務のカットも含め、事業再生に向けた支援も行っております。残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 大門議員から、中小企業のMアンドA促進税制、中小企業が抱える債務について、二問お尋ねがあつています。

まず、中小企業のMアンドA促進税制につきま

してのお尋ねであります。

中小企業の経営資源の集約化による事業の再構築などによって、生産性を向上させ足腰を強くするという仕組みを再構築すること、これは重要だと思っております。こうした観点から、今般創設をいたします準備金制度は、MアンドAを実施する中小企業が投資リスクに備えるためのものであり、必要な改正であると考えております。こうした改正によりまして、中小企業の生産性の向上や経営基盤の強化を支援してまいりたいと考えております。

もう一点いただきました。中小企業が抱える負債についての話であります。

フローではなくてストックの話だと思いますが、新型コロナウイルスによる事業者への影響が継続をする中で、資金繰り支援の徹底を図ることは極めて重要と考えておりまして、おととい、一昨日でしたか、私の方からも、官民の金融機関団体等々の代表に対して、新規融資を含む最大限柔軟な対応を改めて要請をさせていただいたところでありました。

加えて、政府として、コロナ禍で増大する債務が原因で債務超過になるなど、将来的な事業運営の足かせになるといったことがないように適切に対応することが重要と考えておりまして、日本政策金融公庫等による資本性の劣後ローンとか、REVIC、地域経済活性化支援機構等々によるファンド等々を活用して、事業者の本業支援を進めているところでもあります。

引き続き、事業者の実態を踏まえて、中小企業への支援の徹底を図ってまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十一分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長	
山東 昭子君	小川 敏夫君	伊藤 岳君	武田 良介君
		柳ヶ瀬裕文君	大門実紀史君
		田村 智子君	紙 智子君
		山下 芳生君	清水 貴之君
		市田 忠義君	石井 章君
		松沢 成文君	音喜多 駿君
		梅村みずほ君	安江 伸夫君
		高橋 光男君	石井 苗子君
		竹内 真二君	高瀬 弘美君
		伊藤 孝江君	里見 隆治君
		河野 義博君	矢倉 克夫君
		藤川 政人君	若松 謙維君
		横山 信一君	浜田 昌良君
		山本 香苗君	秋野 公造君
		江島 潔君	山口那津男君
		松川 るい君	中西 哲君
		三浦 靖君	山田 太郎君
		岩渕 友君	吉良よし子君
		山添 拓君	片山 大介君
		倉林 明子君	浅田 均君
		井上 哲士君	東 徹君
		小池 晃君	室井 邦彦君
		鈴木 宗男君	熊野 正士君
		宮崎 勝君	高木かおり君
		下野 六太君	塩田 博昭君
		梅村 聡君	三浦 信祐君
		柴田 巧君	佐々木さやか君
		杉 久武君	平木 大作君
		新妻 秀規君	石川 博崇君
		片山虎之助君	竹谷とし子君
		中西 健治君	谷合 正明君
		西田 実仁君	岡田 直樹君
		元榮太一郎君	佐藤 啓君

宮島 喜文君	三木 亨君
三宅 伸吾君	宮本 周司君
森屋 宏君	舞立 昇治君
堀井 巖君	馬場 成志君
羽生田 俊君	渡辺 猛之君
赤池 誠章君	石井 正弘君
石田 昌宏君	中西 祐介君
高階恵美子君	大家 敏志君
上野 通子君	山谷えり子君
藤井 基之君	野村 哲郎君
松村 祥史君	磯崎 仁彦君
宇都 隆史君	有村 治子君
増子 輝彦君	櫻井 充君
松山 政司君	寺田 静君
須藤 元気君	橋本 聖子君
平山佐知子君	安達 澄君
岩本 剛人君	加田 裕之君
清水 真人君	藤木 眞也君
徳茂 雅之君	進藤金日子君
山田 修路君	吉川ゆうみ君
阿達 雅志君	そのだ修光君
長峯 誠君	山下 雄平君
豊田 俊郎君	堂故 茂君
大野 泰正君	高橋 克法君
太田 房江君	北村 経夫君
石井 浩郎君	長谷川 岳君
山田 俊男君	森 まさこ君
西田 昌司君	石井 準一君
水落 敏栄君	末松 信介君
牧野たかお君	青木 一彦君
二之湯 智君	中川 雅治君
世耕 弘成君	関口 昌一君
武見 敬三君	岡田 広君
高良 鉄美君	嘉田由紀子君
伊波 洋一君	ながえ孝子君
渡辺 喜美君	高橋はるみ君
宮崎 雅夫君	本田 颯子君
自見はなこ君	小川 克巳君

青山 繁晴君	山田 宏君
和田 政宗君	足立 敏之君
柘植 芳文君	滝波 宏文君
滝沢 求君	高野光二郎君
古賀友一郎君	上月 良祐君
酒井 庸行君	島村 大君
古川 俊治君	佐藤 正久君
佐藤 信秋君	藤末 健三君
山本 順三君	松下 新平君
猪口 邦子君	片山さつき君
福岡 資麿君	水岡 俊一君
金子原二郎君	鶴保 庸介君
衛藤 晟一君	林 芳正君
山崎 正昭君	尾辻 秀久君
中曾根弘文君	浜田 聡君
小沼 巧君	塩村あやか君
田島麻衣子君	岸 眞紀子君
石垣のりこ君	石川 大我君
打越さく良君	横沢 高德君
森屋 隆君	小沢 雅仁君
熊谷 裕人君	勝部 賢志君
木戸口英司君	宮沢 由佳君
杉尾 秀哉君	森本 眞治君
吉田 忠智君	真山 勇一君
斎藤 嘉隆君	難波 奨二君
徳永 エリ君	江崎 孝君
田名部匡代君	吉川 沙織君
川田 龍平君	牧山ひろえ君
青木 愛君	蓮 舫君
白 眞敷君	森 ゆうこ君
那谷屋正義君	芝 博一君
福山 哲郎君	福島みずほ君
郡司 彰君	長浜 博行君
田村 まみ君	伊藤 孝恵君
芳賀 道也君	矢田わか子君
浜口 誠君	舟山 康江君
磯崎 哲史君	上田 清司君
古賀 之士君	浜野 喜史君

川合 孝典君	榛葉賀津也君
小西 洋之君	石橋 通宏君
足立 信也君	大塚 耕平君
有田 芳生君	野田 国義君
小林 正夫君	柳田 稔君
船後 靖彦君	
内閣総理大臣	菅 義偉君
財務大臣	麻生 太郎君
内閣府特命担当大臣(金融)	
総務大臣	武田 良太君
経済産業大臣	梶山 弘志君
内閣官房副長官	岡田 直樹君
内閣官房副長官	中西 健治君
財務副大臣	

議長は、二月十日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

資源エネルギーに関する調査会委員

辞任

阿達 雅志君 補欠 そのだ修光君

小沢 雅仁君 森屋 隆君

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 令和三年度総予算の審査に資するため、新型コロナウイルス感染症対応の実情調査を行う。

一、派遣委員

山本 順三	青木 一彦
滝波 宏文	馬場 成志
藤川 政人	白 眞敷
森 ゆうこ	石川 博崇
浅田 均	山添 拓
矢田わか子	

一、派遣地 東京都

一、期間 二月十六日 一日間

一、費用 概算二一、二〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

令和三年二月九日 予算委員長 山本 順三

参議院議長 山東 昭子殿

同日本院は、総合科学技術・イノベーション会議議員に梶原ゆみ子君、佐藤康博君、橋本和仁君及び藤井輝夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、再就職等監視委員会委員長に井上弘通君を、同委員に橋爪隆君、原田久君、鍋島美香君及び平田眞理子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公正取引委員会委員に三村晶子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に宮崎緑君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、預金保険機構理事長に三井秀範君を、同理事に正願隆一君及び高橋和人君を、同監事に坂本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、行政不服審査会委員に三宅俊光君、交告尚史君及び村田珠美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、電波監理審議会委員に笹瀬巖君及び長田三紀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に森下俊三君、尾崎裕君、葛西雅子君及び不破泰君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央更生保護審査会委員に小野正弘君及び山脇晴子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に野口旭君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

た。	同日本院は、労働保険審査会委員に甲斐哲彦君及び東郷眞子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に中村洋君及び長谷川ふ佐子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、社会保険審査会委員に後藤多美子君及び中森正二君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、中央労働委員会公益委員に岩村正彦君、島山稔君、相原佳子君、荒木尚志君、磯部哲君、沖野眞巳君、鹿士眞由美君、柴田和史君、田上淳子君、鹿野菜穂子君、高橋佳代君、松下淳一君、守島基博君、小西康之君及び両角道代君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、調達価格等算定委員会委員に安藤至大君、高村ゆかり君、大石美奈子君、松村敏弘君及び秋元圭吾君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、運輸審議会委員に山田攝子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に阿部潤君及び山中朋子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	去る二月十二日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	資源エネルギーに関する調査会委員	辞任	そのだ修光君 阿達 雅志君	同日議長は、インド・ウッタラカンド州において七日発生した水河崩壊による洪水被害に対し、M・ヴェンカイア・ナイドウ同国連邦議会上院議長宛見舞状を発送した。	去る二月十五日議員から次の質問主意書が提出された。	Go To テイクアウト等の提案に関する質問
問主意書(浜田聡君提出)(第二二号)	同日次の質問主意書を内閣に転送した。 衆議院本会議前夜午後十一時に質問通告が出ていなかった旨のSNS上の書き込みの真偽に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二二号)	同日議長は、天皇誕生日に際し、マウレン・サガット・ハンウルイ・アシムバエフ・カザフスタン共和国上院議長より祝辞を受け受した。	同日議長は、マウレン・サガット・ハンウルイ・アシムバエフ・カザフスタン共和国上院議長より祝辞を受け受した。	同日議長は、マウレン・サガット・ハンウルイ・アシムバエフ・カザフスタン共和国上院議長より祝辞を受け受した。	去る二月十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長は、マウレン・サガット・ハンウルイ・アシムバエフ・カザフスタン共和国上院議長より祝辞を受け受した。	同日議長は、マウレン・サガット・ハンウルイ・アシムバエフ・カザフスタン共和国上院議長より祝辞を受け受した。	同日議長は、マウレン・サガット・ハンウルイ・アシムバエフ・カザフスタン共和国上院議長より祝辞を受け受した。	同日議長は、マウレン・サガット・ハンウルイ・アシムバエフ・カザフスタン共和国上院議長より祝辞を受け受した。	同日議長は、マウレン・サガット・ハンウルイ・アシムバエフ・カザフスタン共和国上院議長より祝辞を受け受した。	同日議長は、マウレン・サガット・ハンウルイ・アシムバエフ・カザフスタン共和国上院議長より祝辞を受け受した。	同日議長は、マウレン・サガット・ハンウルイ・アシムバエフ・カザフスタン共和国上院議長より祝辞を受け受した。	同日議長は、マウレン・サガット・ハンウルイ・アシムバエフ・カザフスタン共和国上院議長より祝辞を受け受した。	同日議長は、マウレン・サガット・ハンウルイ・アシムバエフ・カザフスタン共和国上院議長より祝辞を受け受した。
国際経済・外交に関する調査会委員	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
国際経済・外交に関する調査会委員	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

問主意書(安達澄君提出)(第二〇号) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関する質問主意書(塩村あやか君提出)(第二一号) 孤独・孤立対策担当室に関する質問主意書(塩村あやか君提出)(第二二号) ナース・プラクティショナー制度の導入に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二三号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 六ヶ所再処理工場に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第一八号) Go To イベント事業のあり方の見直しに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一九号) 去る二月二十六日内閣から次の議案が提出された。	同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員浜田聡君提出Go To テイクアウト等の提案に関する質問に対する答弁書(第一二二号) 参議院議員小沼巧君提出新型インフルエンザ等対策特別措置法関係法令に係る行政手続法の意見公募手続(パブリック)の取扱いの整合性に関する質問に対する答弁書(第一二二号) 参議院議員塩村あやか君提出新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する質問に対する答弁書(第一四号) 参議院議員牧山ひろえ君提出病児保育の経営改善に関する質問に対する答弁書(第一五号) 参議院議員牧山ひろえ君提出病児保育の質の向上に関する質問に対する答弁書(第一六号) 参議院議員牧山ひろえ君提出病児保育のアクセスの改善に関する質問に対する答弁書(第一七号) 同日内閣を経由して新型コロナウイルス感染症対策本部から、新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第三項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更についての報告を受領した。	同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛て祝状を発送した。 アゼルバイジャン共和 サヒバ・ガファロヴァ リトアニア共和国 ヴィクトリヤ・チュミ アルメニア共和国 リーテ・ニエルセン議 カナダ アラト・ミルゾヤン ジョージ・フーリ上 アンソニー・ロタ下院 議長	イラン・イスラム共和 モハンマド・バーゲ 国 ル・ガリバーフ国会議 長 モルドバ共和国 ジナイダ・グレチャヌ 議長 トルコ共和国 ムスタファ・シエント プ大国民議会議長 ウクライナ ドミトロ・オレクサン ドロヴィチ・ラズムコ フ最高会議議長 去る一日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための低所得者等に対する特別給付金の支給に関する法律案(川内博史君外十四名提出)(衆第四号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 給与の電子マネー支払い(ペイロール払い)解禁に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第二七号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 西村康稔大臣の組織マネジメント等に関する質問主意書(安達澄君提出)(第二〇号) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関する質問主意書(塩村あやか君提出)(第二一号) 孤独・孤立対策担当室に関する質問主意書(塩村あやか君提出)(第二二号) ナース・プラクティショナー制度の導入に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二三号) 同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛て祝状を発送した。 ルーマニア アンカ・ダナ・ドラグ上院議長 ロシア連邦 ヴアレリナ・イヴァノヴァ・マ トヴィエンコ連邦院議長 去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三八号) 放送法の一部を改正する法律案(閣法第三九号) 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛て祝状を発送した。 アゼルバイジャン共和 サヒバ・ガファロヴァ リトアニア共和国 ヴィクトリヤ・チュミ アルメニア共和国 リーテ・ニエルセン議 カナダ アラト・ミルゾヤン ジョージ・フーリ上 アンソニー・ロタ下院 議長	同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛て祝状を発送した。 ルーマニア アンカ・ダナ・ドラグ上院議長 ロシア連邦 ヴアレリナ・イヴァノヴァ・マ トヴィエンコ連邦院議長 去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛て祝状を発送した。 ルーマニア アンカ・ダナ・ドラグ上院議長 ロシア連邦 ヴアレリナ・イヴァノヴァ・マ トヴィエンコ連邦院議長 去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛て祝状を発送した。 アゼルバイジャン共和 サヒバ・ガファロヴァ リトアニア共和国 ヴィクトリヤ・チュミ アルメニア共和国 リーテ・ニエルセン議 カナダ アラト・ミルゾヤン ジョージ・フーリ上 アンソニー・ロタ下院 議長	同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛て祝状を発送した。 アゼルバイジャン共和 サヒバ・ガファロヴァ リトアニア共和国 ヴィクトリヤ・チュミ アルメニア共和国 リーテ・ニエルセン議 カナダ アラト・ミルゾヤン ジョージ・フーリ上 アンソニー・ロタ下院 議長	同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛て祝状を発送した。 ルーマニア アンカ・ダナ・ドラグ上院議長 ロシア連邦 ヴアレリナ・イヴァノヴァ・マ トヴィエンコ連邦院議長 去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛て祝状を発送した。 ルーマニア アンカ・ダナ・ドラグ上院議長 ロシア連邦 ヴアレリナ・イヴァノヴァ・マ トヴィエンコ連邦院議長 去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛て祝状を発送した。 アゼルバイジャン共和 サヒバ・ガファロヴァ リトアニア共和国 ヴィクトリヤ・チュミ アルメニア共和国 リーテ・ニエルセン議 カナダ アラト・ミルゾヤン ジョージ・フーリ上 アンソニー・ロタ下院 議長	同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛て祝状を発送した。 アゼルバイジャン共和 サヒバ・ガファロヴァ リトアニア共和国 ヴィクトリヤ・チュミ アルメニア共和国 リーテ・ニエルセン議 カナダ アラト・ミルゾヤン ジョージ・フーリ上 アンソニー・ロタ下院 議長	同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛て祝状を発送した。 ルーマニア アンカ・ダナ・ドラグ上院議長 ロシア連邦 ヴアレリナ・イヴァノヴァ・マ トヴィエンコ連邦院議長 去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛て祝状を発送した。 ルーマニア アンカ・ダナ・ドラグ上院議長 ロシア連邦 ヴアレリナ・イヴァノヴァ・マ トヴィエンコ連邦院議長 去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛て祝状を発送した。 アゼルバイジャン共和 サヒバ・ガファロヴァ リトアニア共和国 ヴィクトリヤ・チュミ アルメニア共和国 リーテ・ニエルセン議 カナダ アラト・ミルゾヤン ジョージ・フーリ上 アンソニー・ロタ下院 議長	同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛て祝状を発送した。 アゼルバイジャン共和 サヒバ・ガファロヴァ リトアニア共和国 ヴィクトリヤ・チュミ アルメニア共和国 リーテ・ニエルセン議 カナダ アラト・ミルゾヤン ジョージ・フーリ上 アンソニー・ロタ下院 議長	同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛て祝状を発送した。 ルーマニア アンカ・ダナ・ドラグ上院議長 ロシア連邦 ヴアレリナ・イヴァノヴァ・マ トヴィエンコ連邦院議長 去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛て祝状を発送した。 ルーマニア アンカ・ダナ・ドラグ上院議長 ロシア連邦 ヴアレリナ・イヴァノヴァ・マ トヴィエンコ連邦院議長 去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
---	---	---	--	---	---	--	--	---	---	--	--	---	---	--	--	---	---	--	--

する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第二号) 国立大学法人法の一部を改正する法律案(閣法第四四号) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案(閣法第四五号) 特許法等の一部を改正する法律案(閣法第四六号) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四七号) 自然公園法の一部を改正する法律案(閣法第四八号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員福島みずほ君提出六ヶ所再処理工場に関する質問に対する答弁書(第一八号) 参議院議員浜田聡君提出G O T O イベント事業のあり方の見直しに関する質問に対する答弁書(第一九号) 去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 予算委員	片山 さつき君 高橋 はるみ君 三木 亨君 宮本 周司君 山田 修路君 斎藤 嘉隆君 真山 勇一君 河野 義博君 若松 謙維君 石井 苗子君 伊藤 岳君 岩淵 友君 決算委員 大門実紀史君 補欠 岩淵 友君
行政監視委員 辞任 徳茂 雅之君 石川 大我君 西田 実仁君 音喜多 駿君 補欠 山田 修路君 斎藤 嘉隆君 若松 謙維君 石井 苗子君 議院運営委員 辞任 清水 真人君 本田 顕子君 高橋 はるみ君 同日議員から次の質問主意書が提出された。 国家公務員倫理規程違反により懲戒処分された総務省職員の事案に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)(第二八号) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する再質問主意書(塩村あやか君提出)(第二九号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 日本共産党と破壊活動防止法について菅義偉内閣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)(第二四号) 鉱物資源の自給率に関する質問主意書(塩村あやか君提出)(第二五号) ベースメタルのリサイクルに関する質問主意書(塩村あやか君提出)(第二六号) 同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各議会議長宛札状を発送した。 キューバ共和国 エステバン・ラソ・エルナンデス人民権力全国議会議長 ベラルーシ共和国 ナタリヤ・イワノヴナ・コチャノヴァ国民議会議長 チェコ共和国 ミロシュ・ヴィストゥルチル上院議長 去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	清水 真人君 本田 顕子君 高橋 はるみ君 片山 さつき君 同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各議会議長宛札状を発送した。 キューバ共和国 エステバン・ラソ・エルナンデス人民権力全国議会議長 ベラルーシ共和国 ナタリヤ・イワノヴナ・コチャノヴァ国民議会議長 チェコ共和国 ミロシュ・ヴィストゥルチル上院議長 去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員 辞任 清水 真人君 徳茂 雅之君 福岡 資麿君 古川 俊治君 本田 顕子君 森 まさこ君 佐々木さやか君 西田 実仁君 音喜多 駿君 浜口 誠君 紙 智子君 田村 智子君 決算委員 辞任 武田 良介君 補欠 紙 智子君 行政監視委員 辞任 上野 通子君 山田 修路君 若松 謙維君 石井 苗子君 補欠 高橋 はるみ君 徳茂 雅之君 西田 実仁君 音喜多 駿君 議院運営委員 辞任 加田 裕之君 片山 さつき君 高橋 はるみ君 去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 予算委員	清水 真人君 徳茂 雅之君 福岡 資麿君 古川 俊治君 本田 顕子君 森 まさこ君 佐々木さやか君 西田 実仁君 音喜多 駿君 浜口 誠君 紙 智子君 田村 智子君 決算委員 辞任 武田 良介君 補欠 紙 智子君 行政監視委員 辞任 上野 通子君 山田 修路君 若松 謙維君 石井 苗子君 補欠 高橋 はるみ君 徳茂 雅之君 西田 実仁君 音喜多 駿君 議院運営委員 辞任 加田 裕之君 片山 さつき君 高橋 はるみ君 去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 予算委員
片山 大介君 足立 信也君 井上 哲士君 武田 良介君 伊藤 岳君 梅村 聡君 舟山 康江君 大門実紀史君 決算委員 辞任 足立 敏之君 今井絵理子君 吉田 忠智君 伊藤 孝江君 紙 智子君 武田 良介君 行政監視委員 辞任 梅村 聡君 補欠 片山 大介君 議院運営委員 辞任 古川 俊治君 木戸口英司君 熊谷 裕人君 同日議員から次の議案が提出された。 新型コロナウイルス感染症まん延防止等協力給付金の支給等に関する法律案(舟山康江君外一名発議(参第二二号)) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第三号) 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号) 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第五号) 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について承認を	片山 大介君 足立 信也君 井上 哲士君 武田 良介君 伊藤 岳君 梅村 聡君 舟山 康江君 大門実紀史君 決算委員 辞任 足立 敏之君 今井絵理子君 吉田 忠智君 伊藤 孝江君 紙 智子君 武田 良介君 行政監視委員 辞任 梅村 聡君 補欠 片山 大介君 議院運営委員 辞任 古川 俊治君 木戸口英司君 熊谷 裕人君 同日議員から次の議案が提出された。 新型コロナウイルス感染症まん延防止等協力給付金の支給等に関する法律案(舟山康江君外一名発議(参第二二号)) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第三号) 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号) 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第五号) 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について承認を

求めるの件(閣条第六号) 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第七号) 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第八号) 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第九号) 国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号) 日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の締結について承認を求めるの件(閣条第一一号) 災害対策基本法等の一部を改正する法律案(閣法第五〇号) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第五一号) 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案(閣法第五二号) 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案(閣法第五三三三) 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五四号) 民法等の一部を改正する法律案(閣法第五五号) 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案(閣法第五六号) 著作権法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)	農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(閣法第五八号) 同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(第二百三十三回国会、長妻昭君外五名提出) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 プラスチック製買物袋有料化義務付けが法改正でなく省令改正でなされたことに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第三〇号) 国が過半数の株式を保有する会社が運営する公共交通機関における精神障害者等に対する障害者割引制度の現状と今後の方向性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第三二二号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員安達澄君提出西村康稔大臣の組織マネジメント等に関する質問に対する答弁書(第二〇号) 参議院議員塩村あやか君提出新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関する質問に対する答弁書(第二二二号) 参議院議員塩村あやか君提出孤独・孤立対策担当室に関する質問に対する答弁書(第二二二二) 参議院議員浜田聡君提出ナース・プラクティショナー制度の導入に関する質問に対する答弁書(第二三三三) 同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和二年度第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。 同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和二年度第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。 同日内閣を経由して新型コロナウイルス感染症対策本部長から、新型コロナウイルス等対策特別措置法第三十二条第三項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長について	の報告を受領した。 同日議長は、天皇誕生日に際し、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長より祝辞を受け受した。 同日議長は、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長宛天皇誕生日に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。 一昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 文教科学委員 辞任 水落 敏栄君 補欠 高橋はるみ君 経済産業委員 辞任 高橋はるみ君 補欠 水落 敏栄君 予算委員 辞任 足立 敏之君 補欠 磯崎 仁彦君 今井絵理子君 宮本 剛人君 上野 通子君 岩本 剛人君 木戸口英司君 熊谷 裕人君 吉田 忠智君 小西 洋之君 伊藤 孝江君 塩田 博昭君 片山 大介君 梅村 聡君 舟山 康江君 浜口 誠君 伊藤 岳君 吉良よし子君 岩本 友君 大門実紀史君 岩本 友君 決算委員 辞任 磯崎 仁彦君 補欠 足立 敏之君 今井絵理子君 宮本 剛人君 吉田 忠智君 伊藤 孝江君 塩田 博昭君 片山 大介君 梅村 聡君 舟山 康江君 浜口 誠君 伊藤 岳君 吉良よし子君 岩本 友君 大門実紀史君 岩本 友君 行政監視委員 辞任 片山 大介君 補欠 梅村 聡君 伊藤 岳君 吉良よし子君	議院運営委員 辞任 岩本 剛人君 補欠 上野 通子君 熊谷 裕人君 木戸口英司君 同日議員から次の質問主意書が提出された。 成年被後見人に対する新型コロナウイルスワクチン接種について成年被後見人が医療機関等から同意を求められることに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第三二二二) 生活保護法における被保護者に対してNHK放送受信料を免除することの妥当性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第三二二二) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 給与の電子マネー支払い(ペイロール払い)解禁に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第二二七号) 国家公務員倫理規程違反により懲戒処分された総務省職員の記事に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)(第二二八号) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する再質問主意書(塩村あやか君提出)(第二二九号) 昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 文教科学委員 辞任 高橋はるみ君 補欠 水落 敏栄君 経済産業委員 辞任 高橋はるみ君 補欠 水落 敏栄君 予算委員 辞任 水落 敏栄君 補欠 高橋はるみ君 決算委員 辞任 岩本 剛人君 補欠 上野 通子君 片山 大介君 柴田 巧君 大門実紀史君 吉良よし子君 補欠 片山 大介君
--	--	--	--

大門美紀史君 田村 智子君
議院運営委員

上野 通子君 岩本 剛人君
補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
東日本大震災復興特別委員

補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
法務委員会

理事 豊田 俊郎君 (豊田俊郎君の補欠)
理事 清水 貴之君 (柴田巧君の補欠)
農林水産委員会

理事 山田 修路君 (山田修路君の補欠)
国土交通委員会

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案(関法第八号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案(関法第五九号)

航空法等の一部を改正する法律案(関法第六〇号)
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案(関法第六一号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
新型コロナウイルス感染症まん延防止等協力給付金の支給等に関する法律案(丹山康江君外一名発議)

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。
公聴会開会承認要求書

一、議案の名称
令和三年度一般会計予算

令和三年三月十日 参議院会議録第八号 議長長の報告事項 質問主意書及び答弁書

令和三年度特別会計予算
令和三年度政府関係機関予算

一、公聴会の問題 令和三年三月十六日
一、開会の日 令和三年三月十六日
右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二条により承認を求めます。
令和三年三月八日

予算委員長 山本 順三

参議院議長 山東 昭子殿
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員鈴木宗男君提出日本共産党と破壊活動防止法について菅義偉内閣の見解に関する質問に対する答弁書(第二四号)

参議院議員塩村あやか君提出鉱物資源の自給率に関する質問に対する答弁書(第二五号)
参議院議員塩村あやか君提出ベースメタルのリサイクルに関する質問に対する答弁書(第二六号)

衆議院本会議前夜午後十一時に質問通告が出ているが、衆議院本会議前夜午後十一時に質問通告が出ている旨のSNS上の書き込みの真偽に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
令和三年二月九日

参議院議長 山東 昭子殿 浜田 聡

衆議院本会議前夜午後十一時に質問通告が出ている旨のSNS上の書き込みの真偽に関する質問主意書

令和三年一月二十八日の午後十一時に、Twitter上で、翌日の衆議院本会議の質問通告が一部の議員から出ておらず、全庁省内外待機となつていますが、業務合理化とは到底掛け離れており、このような議員に対して注意や処分は下されないのかという旨の河野大臣宛の書き込みがあつた。

た。なお、当該書き込みは、その後間もなくして削除されている。
このような匿名の書き込みを扱うことに関しては慎重であるべきと考える。しかし、霞が関の働き方改革を進める上で、重要な問題であると考えたため、あえて書き込みの真偽について質問する。

一 令和三年一月二十八日の午後十一時の時点で、翌日の衆議院本会議で質問に立つ予定の議員全員から質問通告が政府に届いていたかどうか、政府として把握しているのか、伺いたい。
二 前記一について、政府として把握しているとするれば、令和三年一月二十九日の衆議院本会議で質問に立つ予定の議員全員から全ての質問通告が政府に届いた時刻は何時か、伺いたい。
三 いわゆる霞が関の働き方改革がいわゆる中、本会議や委員会等の質問通告は、官僚が深夜・早朝まで答弁の準備に追われることがないよう早めに行うことが国会議員にも求められていると考える。働き方改革の一環として、少なくとも前日の夜遅くに質問通告を行うような慣行は改めるべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。

なお、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。
右質問する。

参議院議員浜田聡君提出衆議院本会議前夜午後十一時に質問通告が出ていなかった旨のSNS上の書き込みの真偽に関する質問に対する答弁書

一 及び二について
お尋ねの「質問通告が政府に届いていたかどうか」及び「質問通告が政府に届いた時刻」については様々な解釈があり得ることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。
三について
お尋ねの「質問通告」の在り方については、国会において御議論いただきたいと考えており、政府としてお答えすることは差し控えたい。

Go To テイクアウト等の提案に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
令和三年二月十五日

参議院議長 山東 昭子殿 浜田 聡

Go To テイクアウト等の提案に関する質問主意書
十の都府県における緊急事態宣言が令和三年三月七日まで延長された中、「Go To Eat キャンペーン事業(以下「本キャンペーン」という。))の給付金は食事券発行委託事業(以下「食事券事業」という。))が八百六十八億円、オンライン飲食予約委託事業(以下「予約事業」という。))が六百十六億円であるところ、令和三年度一般会計補正予算(第三号)の概要によると本キャンペーンに対し五百十五億円(以下「追加予算」という。))が計上され、令和三年一月二十八日に成立した。

右を踏まえ、以下質問する。
一 食事券事業と予約事業について
本キャンペーンのうちオンライン飲食予約し

参議院議長 山東 昭子殿 浜田 聡

参議院議長 山東 昭子殿 菅 義偉

参議院議員浜田聡君提出衆議院本会議前夜午後十一時に質問通告が出ていなかった旨のSNS上の書き込みの真偽に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和三年二月十九日
内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出衆議院本会議前夜午後十一時に質問通告が出ていなかった旨のSNS上の書き込みの真偽に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

た客一人につき千円分のポイントを付与する事業について、飲食店からの評判は必ずしも良いとはいえないと思われる。例を挙げると、オンライン予約の増加と直前キャンセルの多発により、材料費の損失と機会損失とオンライン予約対応の手間という三重苦になってしまったことや、従前より自前でオンライン予約システムを構築したにもかかわらず、自前のオンライン予約システムではポイントが給付されないため、やむなく他社システムを使用せざるを得ず、自社システムの維持管理費用と他社システムの使用料を二重に支払わねばならなかったこと、等がある。

政府は食事券とオンライン飲食予約のどちらが飲食店にとって良かったのか、検証しているのであれば示されたい。また、飲食店経営者にヒアリングする等を行った、または行う予定はあるか示されたい。

二 追加予算の案分について

1 政府は本キャンペーンによる給付金を食事券事業と予約事業以外の手法で飲食店経営者に給付する予定があるか。

2 本質問主意書提出時点(以下「現時点」という。)で追加予算の案分について、政府案があれば示されたい。

三 令和三年一月二十八日、本キャンペーンの公式サイトで「本事業では、飲食店が自ら行うテイクアウト・デリバリーも、食事券及びポイント利用の対象となっています。販売済みの食事券及びポイント利用を控える旨の呼びかけを行っている都道府県においても、ご活用できます。」なる周知がなされた。加えて、本キャンペーンの追加予算は令和三年度一般会計予算より前に成立し、速やかな執行が期待されている。

1 右を踏まえ、食事券の販売は緊急事態宣言の延長如何にかかわらず、全都道府県において即時再開し、Go To テイクアウト等

を進めるべきと思料するが、政府の見解如何。

2 食事券事業における給付金の金額は都道府県ごとに設定されているのか。

3 前記の2に関し、都道府県ごとに給付金の金額が設定されている場合、緊急事態宣言の有無等による都道府県別の不公平の解消を図る施策が必要と思料するが、政府の見解如何。

四 令和三年度において、本キャンペーンに対し、追加で予算を計上する予定はあるか。現時点での政府の見解如何。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十八日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和三年二月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出Go To テイクアウト等の提案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出Go To テイクアウト等の提案に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「食事券とオンライン飲食予約のどちらが飲食店にとって良かったのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府においては、「Go To Eatキャンペーン」(以下「本キャンペーン」という。)の開始に当たり飲食店の経営者やオンライン飲食予約事業者へのヒアリングを実施するとともに、本キャン

ペーンの運用については、幅広い意見を踏まえつつ適切に実施してきていると考えている。

二について
御指摘の「追加予算」においては、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和二年十二月八日閣議決定)に基づき、本キャンペーンのうち食事券発行委託事業に関する予算についてのみ計上している。

三の1について

食事券発行委託事業に係る食事券については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、都道府県において販売の実施やその一時停止等を判断しており、政府としては、都道府県がこうした対応の検討を行うことができれば、都道府県と緊密に連携しながら対応していく。また、「Go To テイクアウト等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現在実施している食事券発行委託事業においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により甚大な影響を受けた飲食業を支援するため、飲食料品の持ち帰りや飲食店が自ら行う配達を含めて支援を行うことができることとなっている。

三の2及び3について

お尋ねの「食事券事業における給付金の金額」の意味するところが必ずしも明らかではないが、食事券発行委託事業における都道府県ごとに発行する食事券の販売予定額については、各都道府県の食事券発行事業者が国に申請した金額を基に国が配分することとしており、また、政府としては、新型インフルエンザ等対策特別措置法平成二十四年法律第三十一号(第三十二条第一項の規定に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」に係る食事券販売の一時停止等を踏まえて食事券に係る販売期限及び利用期限を延長する等の措置を講じてきているところであり、御指摘の「都道府県別の不公平」は生じないものと考えている。

四について

お尋ねの「令和三年度において、本キャンペーンに対し、追加で予算を計上する予定」については、財源も勘案しつつ、毎年度の予算編成過程において検討するものであり、現時点でお答えすることは困難である。

新型インフルエンザ等対策特別措置法関係法令に係る行政手続法の意見公募手続(パブコメ)の取扱いの整合性に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年二月十六日

小沼 巧

参議院議長 山東 昭子殿

新型インフルエンザ等対策特別措置法関係法令に係る行政手続法の意見公募手続(パブコメ)の取扱いの整合性に関する質問主意書

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和三年法律第五号。以下「改正法」という。)に関しては、要請等に応じない事業者に対する罰則規定の導入等、重要な改正事項が含まれるにもかかわらず、関係法令に係るパブリック・コメント(以下「パブコメ」という。)手続は拙速ともいえるものであり、行政手続法(平成五年法律第八十八号)との整合性等について疑問が残るため、以下の点について質問する。

一 政府は、改正法の施行に伴う関係法令の整備に関する政令案に対するパブコメを令和三年二月四日に公示するとともに、意見提出の締切りを同月七日に設定した。行政手続法第三十九条第三項は、意見提出期間は公示の日から起算して三十日以上でなければならないとし、同法第四十条ではその特例が定められており、当該意見公募では同条第一項に基づく理由が示されて

いたものの、罰則等、国民の権利を制約するものに關係するものである以上、本来であれば十分な意見提出期間を確保すべきであつたと考えるが、このことと、同項の三十日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由がある」との關係について政府はどのように考えているのか、具体的に説明されたい。また、過去に罰則規定に關連する政令案に対するパブコメについて、意見提出期間を数日間という短期間で実施した例があれば、その事例も併せて示されたい。

二 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。)制定時の同法施行令案に係るパブコメについては、平成二十五年二月十八日に案が公示され、意見提出の締切りは同年三月十九日に設定されており、三十日以上意見提出期間が確保されている。これに対し、今回、意見提出期間を四日間に設定した理由は何か。また、特措法制定時よりも大幅に意見提出期間を短縮したことに對する妥当性について、政府はどのように考えているのか。

三 今回の政令案に係るパブコメでは、郵送提出についても締切日必着となつており、遠方から郵送で意見を提出する場合、四日間では実質的に政令案の是非を検討する時間はほとんどなかったものと思われる。意見提出期間をこれほど短期間に設定したことについて、事前に、広く一般から意見を募ることにより行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てるといふパブコメの趣旨にそぐわないものと考えるが、こうしたパブコメの趣旨と今回の取扱いとの整合性をどのように考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

四 改正法で新設された「まん延防止等重点措置」については、当該措置を実施する必要がある事態が発生した旨公示する主体は国であるが、公

示後、まん延防止のために必要な具体的措置を行う主体は都道府県知事であると理解しているが、間違いないか。そうであれば、当該措置の具体的内容に係る部分は別途政令案を立案し、それに係る意見提出期間を十分に確保するということもあつたのではないか。また、当該措置は、都道府県知事の事業者や住民に対する要請によつて行使されるものであることから、地方自治体やその住民からの意見も広く募集するためにも、「まん延防止等重点措置」に係る規定の意見提出の締切りをこれほど急ぐ必要性はなかつたのではないか。政府の見解を明らかにされたい。

五 政府は、特措法の適用対象とする期間を延長するための政令案について、当初、令和二年十二月十七日から令和三年一月十五日までを意見提出期間としてパブコメを開始したにもかかわらず、受付期間中に意見公募を中止し、令和三年一月七日に政令を公布した。一方、同じく同年一月七日に公布された、特措法の規定による緊急事態措置に係る休業要請等を行うことが特に必要な施設として飲食店等を追加するための政令については、そもそもパブコメ自体を実施していない。いずれも行政手続法第三十九条を根拠とする意見公募手続にのっとるべきものであるにもかかわらず、運用面で違いを設けたことに對する整合性をどのように考えているのか。また、これらの扱いの理由について、政府は、いずれも、行政手続法第三十九条第四項第一号を挙げているが、これらの扱いと当該規定(公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるとき)との關係について、それぞれ具体的に説明されたい。

六 前記一、二及び五に示したように、特措法関係政令のパブコメの実施の有無や意見提出期間の設定、また、その根拠について、それぞれ異なる取扱いをしているが、この取扱いの違いについて、政府はどのように整理しているのか、具体的に説明されたい。

右質問する。

令和三年二月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員小沼巧君提出新型インフルエンザ等対策特別措置法関係政令に係る行政手続法の意見公募手続(パブコメ)の取扱いの整合性に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小沼巧君提出新型インフルエンザ等対策特別措置法関係政令に係る行政手続法の意見公募手続(パブコメ)の取扱いの整合性に関する質問に對する答弁書

一 前段及び二から四までについて
令和三年二月三日に成立し、同日に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和三年法律第五号。以下「改正法」という。)は、改正法附則第一条において「公布の日から起算して十日を経過した日から施行する」とされておき、同月十三日に施行することとなつた。

改正法により新設された新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。)第三十一条の四第一項においては、「政府対策本部長は、(中略)新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示する」とおされておき、特措法第三十一条の六第一項において、都道府県知事は、特措法第三十一条の四第一項に規定する事態において、「新型インフルエンザ等の発生状況について政令で定める事項を勘案して措置を

講ずる必要がある」と認める業態に属する事業を行う者」に對して「政令で定める措置を講ずるよう要請することができる」とされている。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備に關する政令(令和三年政令第二十八号。以下「整備政令」という。)に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十九条第一項の規定による手続(以下「意見公募手続」という。)については、改正法の施行の日(以下「施行日」という。)以後直ちに特措法第三十一条の四第一項の規定による公示及び特措法第三十一条の六第一項の規定による要請がなされる可能性を踏まえるとともに、改正法の円滑な施行に万全を期するため、施行日と同日に整備政令を施行する必要があること、改正法が公布された日の翌日の二月四日から意見公募手続を開始し、当該意見公募手続において行政手続法第四十条第一項の規定に基づき三十日を下回る意見提出期間(同法第三十九条第一項に規定する意見提出期間をいう。)を設定したものである。

一の後段について
お尋ねについては、調査に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

五について
お尋ねの「特措法の適用対象とする期間を延長するための政令案」が新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令の一部を改正する政令(令和三年政令第二号。以下「指定日政令」という。)を意味するのであれば、指定日政令については、令和三年一月七日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部(第五十一回)において、同月八日から同年二月七日までを期間とする特措法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)をすることが決定されたことを踏

まえ、当該期間において、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。)である感染症をいう。)について特措法に基づく対応ができるよう、意見公募手続を中止し、令和三年一月七日に公布したものである。

また、お尋ねの「特措法の規定による緊急事態措置に係る休業要請等を行うことが特に必要な施設として飲食店等を追加するための政令」が新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令(令和三年政令第三号。以下「改正令」という。)を意味するのであれば、改正令については、当該緊急事態宣言に合わせた措置が講じられるようにする必要があったことから、意見公募手続を実施せず、同日に公布したものである。

これらの指定日政令及び改正令の制定については、いずれも、行政手続法第三十九条第四項第一号の「公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続(中略)を実施することが困難であるとき」に該当するものである。

六について
お尋ねについては、一の前段及び二から四までについて及び五についてでお答えしたとおりである。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
令和三年二月十六日
参議院議長 山東 昭子殿
塩村あやか

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する質問主意書
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(以下「休業支援金」という。)制度については、これまでに、対象期間の延長や、日々雇用等の労働者も一定の要件を満たす場合には支給対象とすることを明示するなど、様々な対応がなされているところである。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの人が生活に困窮しており、依然として厳しい状況が続いている。そのような中、現在、政府において新たに大企業に雇用される非正規労働者を休業支援金の支給対象とするよう検討がなされている。

しかしながら、同検討においては、昨年四月の緊急事態宣言により休業状態が続いたことで多くの人が困窮に陥っているという実態があるにもかかわらず、支給対象となる休業期間を限定するなど、政府が休業支援金制度の拡充策を講ずるに当たって、実態の把握や分析が十分に行われているのか疑問を感じざるをえない。このような観点から以下質問する。

一 休業支援金については、令和二年度第二次補正予算において約五千五百億円の予算額が計上されているものの、令和三年二月四日現在、支給決定額は約七百二億円であり、依然として低い執行率となっている。休業支援金に係る予算の執行率が伸び悩む原因は何か。また、政府はどのように分析しているのか。

二 今もなお、多くの人が休業支援金を支給申請ができていない実態があるが、政府としてこの実態を把握しているのか。把握していれば、申請できない理由をどのように把握し、分析しているのかを示されたい。

三 休業支援金については、昨年七月から申請が始まっているが、これまで対象期間の延長や、日々雇用等の労働者も一定の要件を満たす場合には支給対象とすることを明示するなど、様々

な対応がなされており、さらに今回、大企業に雇用される非正規労働者を休業支援金の支給対象とするよう検討することとしたが、これら制度の変更等が行われた理由について示されたい。

四 事業主の協力が得られない場合でも、その旨を支給要件確認書に記載することで申請できることとなっているが、その場合も都道府県労働局から事業主に対して確認や協力依頼を行うこととなっており、事業主の協力が必要であることと変わりはない。例えば、労災保険に加入しないなど、事業主から協力が得られない場合、どのように対応しているのか伺う。

五 株式会社野村総合研究所の調べによれば、女性の非正規雇用の実質的失業者は推計九十万人とされているが、なぜ、休業支援金を受け取れない事態を招いているのか。その根本的原因を伺う。

右質問する。

令和三年二月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員塩村あやか君提出新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する質問に対する答弁書

一について
新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受ける企業における雇用の維持を支援する取組として、雇用調整助成金並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律(令和二年法律第五十四号)第四条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

及び同法第五条第一項に規定する給付金(以下「支援金等」という。)を支給しているところであるが、支援金等に係る予算の執行率が低い理由については、支援金等ではなく、雇用調整助成金が広く活用されていること等によるものと考えている。

二について
御指摘の「多くの人が休業支援金を支給申請ができていない実態」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、政府としては、支援金等の支給対象者が申請することができるよう、制度の周知を図っているところである。

三について
政府としては、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業主が労働者を休業させるなど、雇用情勢への影響が継続していること等に鑑み、支援金等について順次必要な対応を行ってきたところである。

四について
支援金等の申請に当たり、事業主から協力が得られない場合は、都道府県労働局において、当該事業主に対して確認や指導等を行った上で、当該申請が支給要件に該当するかについて審査を行っている。なお、支援金等の申請に当たり、事業主が労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四条の二第一項の規定に基づく届出その他の必要な手続を行っていない場合については、都道府県労働局において、当該事業主が当該手続を行うよう指導を行い、当該手続を行わない事業主に對しては、同法第十五条第三項の規定に基づき労働保険料の額を決定した上で、当該申請が支給要件に該当するかについて審査を行っている。

五について
お尋ねの「休業支援金を受け取れない事態を招いている」の意味するところが明らかではな

いたため、お答えすることは困難である。なお、政府としては、支援金等の支給対象者が申請することができるよう、制度の周知を図っているところである。

病児保育の経営改善に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年二月十六日

牧山ひろえ

参議院議長 山東 昭子殿

病児保育の経営改善に関する質問主意書

病児保育は二つの高い保育サービスの一つである。厚生労働省ホームページの「各自自治体の多様な保育(延長保育、病児保育、一時預かり、夜間保育)及び障害児保育の実施状況について」によると、最新の病児保育事業実施数(平成三十年年度確定ベース)は三千三百三十か所であり、前年の二千八百八十六か所(平成二十九年年度確定ベース)から二百四十四か所増加している。以前と比較すると、サービスの質・量ともに改善の傾向にあるとはいえ、保育所等数三万四千七百六十三か所(平成三十年四月一日時点)に対して病児保育施設数は約九・〇％であり、まだまだ十分とはいえない状況である。

以上を踏まえて、以下のとおり質問する。

一 新型コロナウイルス感染症の影響で、病児保育の利用者が減り、委託料が減少している事例が報告されている。保護者が在宅勤務で子を預ける必要がなくなることが主な原因とされている。このようなコロナ禍による病児保育事業の運営難について、政府はどのように現状を認識し、どのような対応を検討しているか、明らかにされたい。

二 病気を抱えた子どもへのケアについては、通常よりも多くのスタッフが必要となることもあ

る。また、病児保育はどんな利用状況にも対応できるように、月々の利用者数の変動にかかわらず、常に十分な人員を配置する必要がある。人件費が経営を圧迫する構造的な問題がある。

このような構造的な問題に対処するには、病児保育事業者に対する公的な支援を拡充し、ある程度柔軟な経営を認めることが必要ではないかと考えるが、政府の見解は如何か。

三 五歳未満人口一万人当たりの病児保育施設数の全国平均は四・九であるのに対し、北海道(一・二)、埼玉県(二・二)、愛知県(一・三)等では少なく、特に政令指定都市を持つ都道府県が少ない傾向にある。

病児保育は基本的に市町村単位で提供されるものではあるが、変動のある需要に対応しつつ安定的な経営を図るために、保護者が居住する市町村以外の周辺自治体の病児施設を利用できるようにする試みが有効であると考えている。

現に山梨県は「県内どこでも利用できる」を目指した病児・病後児保育体制の構築を行っており、積極的に横展開すべき好事例と考えるが、連携状況及び今後の目標について明らかにされたい。

右質問する。

令和三年二月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出病児保育の経営改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出病児保育の経営改善に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「コロナ禍による病児保育事業の運営難」及び「ある程度柔軟な経営を認めること」の意味するところが必ずしも明らかではない

が、令和二年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、病児保育事業(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の三第十三項に規定する病児保育事業をいう。以下同じ)の利用児童数が大幅に減少することが想定されたため、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて(令和二年度)」(令和二年七月十日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)及び厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)等により、病児保育事業に係る子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十八条第三項の規定に基づく交付金(以下「子ども・子育て支援交付金」という。)の取扱いについて、「病児保育施設において病児保育の提供に必要な職員を確保するなど、サービスの提供体制を確保している」と市町村が認める場合には、加算単価の適用に当たっては、市町村において、新型コロナウイルス感染症の状況や利用ニーズ、確保されている提供体制等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもつて当該月の延べ利用児童数とみなすこととして差し支えない」とする対応を行ったところである。また、令和三年度予算においても、病児保育事業の安定的な運営が図られるよう、病児対応型及び病後児対応型の病児保育事業に係る子ども・子育て支援交付金について、利用児童数にかかわらず交付額が変動しない基本分の単価を引き上げる見直しを行うために必要な経費を計上しており、引き続き、病児保育事業の安定的な運営が図られるよう取り組んでまいりたい。

三について

お尋ねの「連携状況及び今後の目標」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和二年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「病児保育事業におけるICT化及び広域連携に関する取組状況等に関する調査研究」において、

病児保育事業に関する地方公共団体間の広域連携についての好事例を収集し、今後、各地方公共団体に周知することとしており、引き続き、こうした取組を進めてまいりたい。

病児保育の質の向上に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年二月十六日

牧山ひろえ

参議院議長 山東 昭子殿

病児保育の質の向上に関する質問主意書

ある地方自治体が子どもを持つ夫婦を対象に行った調査では、子育て中の不安は「子どもが病気のとき」に感じるとの回答が多く、子育て支援事業への要望として、「病児・病後児保育」の充実を求める声が最も多かった。病児保育の充実にあたっては、量の拡充のみならず、質の向上も図らなければ、病児の保護者の不安を解消することはできない。

以上を踏まえて、以下のとおり質問する。

一 病児保育を利用する病児のほとんどが上気道炎症などの炎症であるとされ、病児保育を利用すると新たな感染症にかかることを懸念する声がある。特定の病児保育施設で二年間にわたって行われた調査では、利用者二千八百十七名のうち約六％が、病児保育施設利用後一週間以内に新たな症状を発症し、施設内感染が否定できないものであったと分析されている。厚生労働省は、このような指摘に関し、どのように現状を認識し、今後どのような対応をとる方針が示されたい。

二 病児保育は、保育の知識と看護の知識に基づいて、臨機応変に対応することが求められる極めて専門性の高い業務である。病児保育の充実のためには、この病児保育の担い手の人材育成

を行い、担い手を増加させることが必要と考え
るが、政府の見解は如何か。

三 病児保育の構造的な課題を解決する方策とし
て、私は以前より「病院と病児保育施設の近隣
設立」の推進を訴えてきた。

大分県杵築市にある病児保育施設の例で、同
じ敷地内に市民病院があり、医師や看護師が派
遣されるほか、近隣の子ども園からフレキシブル
に保育士を増減させる等の運用を行い、黒字
経営を維持している事例がある。このような隣
接設立は病児保育の質の向上にもつながると思
われる。政府はこのような事例を積極的に推奨
すべきではないか。

右質問する。

令和三年二月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出病児保育の質の向
上に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

参議院議員牧山ひろえ君提出病児保育の質
の向上に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「調査」及び「分析」については承知し
ていないが、病児保育事業（児童福祉法（昭和二
十二年法律第六十四号）第六条の三第十三項
に規定する病児保育事業をいう。以下同じ。）に
ついては、「病児保育事業実施要綱」（平成二十
七年七月十七日付け雇児発〇七一七第十二号厚
生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙。以
下「実施要綱」という。）において、例えば、病児
対応型については、実施場所の要件として、「保
育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察
室又は安静室を有すること」を求めるとともに
に、職員配置の要件として、保育士及び看護師
等の常駐を原則としつつ、看護師等が常駐しな

い場合であっても、保育士及び看護師等が二
次感染を生じたりすることがないよう、利用児
童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適
切な関わりとケアを行う」ことを求めている。
引き続き、病児保育事業の適切な運営が行われ
るよう取り組んでまいりたい。

二について

令和三年度予算において、病児対応型及び病
後児対応型の病児保育事業に係る子ども・子育て
支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十
八条第三項の規定に基づく交付金について、利
用児童数にかかわらず交付額が変動しない基本
分の単価を引き上げる見直しを行うなど、職員
の確保も含めた病児保育事業の安定的な運営を
支援するとともに、実施要綱において、病児保
育事業に従事する職員が受講するよう求めている
「職員の資質向上・人材確保等研修事業」の実
施を推進することにより、引き続き、病児保育
事業に従事する職員の確保及び資質向上に取り
組んでまいりたい。

三について

病児保育事業は、病院又は診療所に付設され
た専用スペースを活用して行われることも想定
しているが、具体的にどのような体制で病児保
育事業を実施するかについては、各地方公共団
体の医療資源等の実情に応じて適切に判断され
るものと考えている。いずれにしても、実施要
綱において、病児保育事業の実施に当たり、市
町村長は「事業を実施する施設・・・に対し医
療機関との連携体制を十分に整えるよう指導す
る」ように示しているところであり、引き続き、
実施要綱等を踏まえた病児保育事業の適切な運
営が行われるよう取り組んでまいりたい。

病児保育のアクセスの改善に関する質問主意
書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提

出する。

令和三年二月十六日

牧山ひろえ

参議院議長 山東 昭子殿

病児保育のアクセスの改善に関する質問主
意書

病児保育はサービスを受ける際のアクセスも良
いとはいえず、そのため、子育て中の女性は、子
どもが体調を崩したり、病気になるたりしたとき
のことを考え、責任の伴う正規雇用やキャリアの
高い職に就くことが困難となっている現状があ
る。

以上を踏まえて、以下のとおり質問する。

一 保育所で子どもが体調を崩した場合に、保護
者が迎えに行くことができないケースがある。
このようなケースについて、埼玉県戸田市で
は、院内の病児保育室の看護師や保育士が、
保育所に迎えに行き、病院で受診後、同室で預
かる事業を開始し、迎えのタクシー代や受診料
の一部を県や市が補助する制度を実施してい
る。病児保育へのアクセスの改善という意味で
有益な取組と考えるが、政府の見解は如何か。

二 「病児保育の充実に関する質問主意書（第百
九十回国会質問第九四号）に対する答弁（内閣参
質一九〇第九四号）において、前記一に関する
私の問題提起に対し、「搬送に要する費用の「利
用者負担」の在り方、搬送を行う者を「看護師に
限定する」か否か及び「医療搬送の経験のある福
祉タクシー」を含めた搬送手段の在り方を含め
て、体調不良児の搬送が適切になされるよう今
後とも検討してまいりたい。」と答弁している。

この課題について、当該答弁提出後に政府で
どのような検討が行われ、どのように施策に反
映されたか、明らかにされた。

三 通常、病児保育の利用にあたっては、①病児
保育施設の事前登録を行い、②子どもが病気に
なったら施設の空き状況を確認の上、③予約を

取り、④医師の診察を受けた後、⑤病児保育施
設に連れて行き、保育を一日受け、⑥なおかつ
保育終了後に子どもを迎えに行くという過程が
必要となる。また、病児保育施設の予約後に子
どもの病状が改善した場合には、③と④の間に
医師の診察を受ける前に施設の予約をキャンセル
しないといけないこともある。しかも、これ
らの連絡や手続は、ほぼ電話であり、対応時間
も限られている場合が多い。

この病児保育利用のアクセスの困難さを解消
する方策として、地方自治体ではいわゆるスマ
ホアプリを使って、特に②病児保育施設の空き
状況の確認や③予約について手続を簡素化し、
利用者の利便性を向上させているケースがあ
る。

厚生労働省は、このような動きを推進すると
ともに、アクセスを改善するシステムを全国の
地方自治体がバラバラに開発するような無駄を
避けるよう、リーダーシップを発揮すべきと考
えるが、政府の見解は如何か。

右質問する。

令和三年二月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出病児保育のアクセ
スの改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送
付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出病児保育のアク
セスの改善に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府においては、病児保育事業（児童福祉法
（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第
十三項に規定する病児保育事業をいう。以下同
じ。）の実施に要する費用として、市町村（特別
区を含む。）に対し、子ども・子育て支援法（平
成二十四年法律第六十五号）第六十八条第三項

の規定に基づく交付金を交付しているところである。また、利用者の視点に立った利便性の向上を図るため、平成二十八年四月に「病児保育事業実施要綱(平成二十七年七月十七日付け雇児発〇七一七第十二号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙)を改正し、平成二十八年度から、病児保育事業の新たな類型として、保育中に体調不良となった児童を、保育士又は看護師等が病児保育施設まで送迎するための費用を補助する「送迎対応」の事業を創設したところであり、当該事業の実施方法については、「送迎はタクシーによる送迎を原則とする。ただし、やむを得ない事由によりタクシーによる送迎対応が困難な場合には、その他自動車の借上げ等による実施も可能とする」としている。

三について
お尋ねの「リーダーシップ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和元年度から、病児保育事業の利用者が行う予約手続等の負担軽減のために、病児保育事業を行う事業者が当該手続等に係る業務を行うためのシステムを構築し、又は導入するための費用の一部を地方公共団体に補助する事業を実施しているところである。

六ヶ所再処理工場に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年二月十七日

参議院議長 山東 昭子殿
福島みずほ

六ヶ所再処理工場に関する質問主意書
福島原発事故からまもなく十年になろうとしている。当時、総理大臣であった菅直人氏は「いくつかの幸運な偶然という「神のご加護」があつて、紙一重で東京を含む五千万人の避難が必要となる

最悪の事態は回避されました。」「日本という国が成り立たなくなるといふ、本当の意味での恐怖を感じました。」と著書で述べている。

昨年七月二十九日、原子力規制委員会は日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の事業変更を許可した。しかし、私は、原発を遥かに上回る放射能を有し、その複雑なプロセスにより更に危険性が高い再処理工場の安全について危惧をしている。適合性審査においては「未審査の事項や技術的能力に関わる評価等」についての審査が不十分であったと考える。また、今後行われる「使用前事業者検査」やその後の国による「確認」についても、二〇一一年の原発事故前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則(以下「再処理規則」という。第六条の二(性能の技術上の基準)が二〇一二年に削除され、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。第四十六条(使用前検査)が二〇一七年に同法第四十六条(使用前事業者検査等)へと変更されるなど段階的に大きく変更されており、国の責任ある公正で厳重な審査が行われるのか不安の声が聞かれている。

この国で原子力施設において二度と重大事故を発生させないために、徹底した規制の強化を求め、以下質問する。

一 新規制基準適合性審査

1 「重大事故」として、「冷却機能の喪失による蒸発乾固」が挙げられている。二〇二〇年五月十三日第五回原子力規制委員会資料一―二の三十一ページに、蒸発乾固の定義として、「高レベル廃液等の冷却機能が喪失した場合に、高レベル廃液等の沸騰により溶液中の水分が蒸発し、やがて水分が無くなり、最終的には溶質が乾燥・固化に至るまでの一連の現象をいう」とあるが、あたかも乾固し、事故が収束するかのようなものである。
高レベル廃液が蒸発乾固後含有核種の自己崩壊熱により溶融、そして揮発、さらに場合

により硝酸塩爆発により環境へ放射性物質が拡散する事態こそ想定されるべき重大事故なはずである。また、蒸発乾固で収束するのならば高レベル廃液のガラス固化は不要になると考えられるが、これらの点について政府の見解を示されたい。

2 一九七七年一月十五日の毎日新聞で「核再処理工場の重大事故」として報じられた旧西ドイツ政府のシミュレーションや一九五七年九月実際に起きた再処理施設の重大事故「ウラルの核惨事」では蒸発乾固後の揮発や爆発によるものであった。蒸発乾固で食い止めるのでそれ以降の不都合な事象から目をそむけることは、根拠のない安全信仰による福島原発事故と同じ道をたどり始めたのと同じと考えられる。高レベル廃液は福島原発以上の重大事故を起こす可能性があることをきちんと認識し、蒸発乾固後の対策を講じさせるべきではないか。この点についてどのような対策を講じているのか、あるいはどのような理由で講じていないのかを含めて、政府の見解を示されたい。

3 「重大事故」として、「臨界事故」が挙げられている。高レベル廃液貯槽(百二十立方メートル)や不溶解残渣廃液貯槽(七十立方メートル)には臨界量を超えるプルトニウム²³⁹(Pu比重一九・九)が含まれることが、二〇一五年十二月二十一日付けの第八十九回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合資料二(二)の三十八ページ等により判明した。これらの貯槽で冷却が止まった場合、沸騰濃縮、乾固後の溶融時の形状により臨界を超え事故が起きる可能性があるのではないか。具体的に両貯槽について臨界の審査がなされたのか。審査された場合はその会合名と開催日時、会議録を示されたい。審査がなされていないのなら実施すべきではないか。政府の見解を示されたい。

4 二〇二〇年十二月八日、大阪地裁は大飯原発三、四号機の設置許可取消判決を下した。その判断の根拠となった国の審議判断過程の「過誤、欠落」の内容には「平均値としての地震規模をそのまま用いており、ばらつき効果を上乘せする要否の検討がなされていない」ことがあった。六ヶ所再処理工場は重大事故の外部事象として、地震の基準地震動(七百ガル)の「一・二倍(八百四十ガル)」を考慮し耐震設計することになっているが、これらの数値は「ばらつき効果」が配慮された数値なのか、どのような根拠により設定されたものか、見直しはされないのか、具体的な説明を示されたい。

5 重大事故の外部事象として、火山の降灰量は五十五センチメートルまで想定され、建屋は耐えることになっている。しかし、三ミリメートルの降灰で停電、十センチメートルの降灰で道路は通行不能、上下水道も処理能力や目詰まりが起り、目、鼻、のど気管支に異常が現れると言われている。富士山では十六日間噴火が続いた例があるという。五十五センチメートルもの降灰環境下では人生をきいていけるのか、実証試験が行われたのかを示されたい。

6 前記一の5で述べたような五十五センチメートルの降灰環境下では各種フィルターが目詰まりを起こし電力や水源の確保ができず、人や物資の移動もできず、高レベル廃液や使用済燃料プールの冷却が正常に行われるとはとても考えられない。非常用発電機で備蓄燃料により七日間の連続運転が可能とのことだが、二〇二〇年十一月二十七日の参議院議員会館集会の追加質問に対する原子力規制庁からの川田龍平参議院議員宛の回答書(十二月四日付)では、七日間を超えて外部電源喪失した場合、「施設外からの燃料補給等により連続運転できる」との回答であった。し

かし、五十五センチメートルもの降灰環境下、燃料の輸送をどのように行うのか、冷却ができるかと判断した理由は実証試験に基づくものか、具体的に示されたい。

二 再処理工場規制法事業指定の改正

福島第一原発事故前の原子炉等規制法第四十六條(使用前検査)には「及び性能について経産大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、再処理施設を使用してはならない」とあった。また、同条第二項第二号には「その性能の基準が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること」とあった。これを受けて、当時の再処理規則第六條の二(性能の技術上の基準)には、第一項から第七項まで基準が定められていた。いずれも、事業申請書及びその添付書類に記載した能力、性能や値等を満足することとされていた。

ところが、原発事故後、平成二十四年に原子炉等規制法が改正され、再処理規則第六條の二(性能の技術上の基準)が削除され、さらに平成二十九年に原子炉等規制法第四十六條(使用前検査)も削除されてしまい、「使用前事業者検査」に変更されている。当時の再処理規則第六條の二(性能の技術上の基準)に定められていた第一項から第七項までの基準が現行のどの規則のどこにどのような具体的に担保されているのか示されたい。もし担保されていないのならば国による公正で厳重な事業指定検査がなされず、「事業者による使用前検査」で済ませることになり、性能の技術上の基準検査の骨抜きであり、容認できない。「使用前検査」を「使用前事業者検査」に変更した趣旨も示し、見解を示されたい。

三 再処理工場の重大事故防止

1 再処理工場の重大事故として、一九五七年九月に旧ソ連で起こった「ウラルの核惨事」が銘記されなければならない。このような人々の生活を根底から覆し、難民にするような大

事故を起こした場合、監督官庁である原子力規制委員会はどの責任をとるのか。見解を示されたい。

2 人々は日本原燃株式会社の従業員ともども、この国で未来永劫平和に暮らしていきたいと願っている。そのために国は絶対に再処理工場で大事故を起こさせない確固たる姿勢が求められる。福島原発事故のような人々を難民にする重大事故を絶対に二度と繰り返さない厳重審査を行う決意を示されたい。右質問する。

令和三年三月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員福島みずほ君提出六ヶ所再処理工場に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出六ヶ所再処理工場に関する質問に対する答弁書

一の1について

使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)第一条の三に定める重大な事故(以下「重大事故」という。)のうち、お尋ねの「冷却機能の喪失による蒸発乾固」については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第四十四條の四第一項の規定に基づき、日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から平成二十六年一月七日付けでなされた、再処理事業に係る変更の許可を求める申請に対する審査(以下「本件審査」という。)において、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。)及び「再処理施設」の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(平成二十五年十一月二十七日原子力規制委員

員会決定。以下「事業指定基準規則解釈」という。)に基づき、高レベル放射性液体廃棄物(以下「高レベル廃液」という。)等の沸騰を未然に防止するための対策、高レベル廃液等の沸騰を未然に防止できなかった場合に乾燥及び固化に至ることを防止するための対策並びに高レベル廃液等の温度を低下させ沸騰しない状態を維持すること等事態を収束させるための対策が有効に機能するかを原子力規制委員会が確認したものであり、御指摘のように「乾固し、事故が収束する」とは認識していない。

一の2について

本件審査は、事業指定基準規則及び事業指定基準規則解釈に基づき、高レベル廃液等の沸騰を未然に防止するための対策、高レベル廃液等の沸騰を未然に防止できなかった場合に乾燥及び固化に至ることを防止するための対策並びに高レベル廃液等の温度を低下させ沸騰しない状態を維持すること等事態を収束させるための対策が有効に機能するかを原子力規制委員会が確認したものであり、御指摘の「蒸発乾固後の揮発や爆発」の対策については対象としていない。

一の3について

高レベル廃液貯槽及び不溶解残渣廃液貯槽では、臨界事故が発生しないこと及び冷却機能の喪失による蒸発乾固や放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定した場合においてもこれらの重大事故から臨界事故が連鎖して発生しないことについては、令和元年九月十一日開催の第三百一回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を始めとする一連の会合において確認している。

一の4について

お尋ねの「ばらつき効果が配慮された数値」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本原燃の再処理事業所再処理施設(以下「六ヶ所再処理施設」という。)の基準地震動(七

百ガル)は、敷地に大きな影響を与えると予想される地震として選定された「出戸西方断層による地震」等の「応答スペクトルに基づく地震動評価」により、各種の不確かさを考慮して策定された基準地震動の最大加速度であり、原子力規制委員会は、事業指定基準規則解釈別記二の規定に基づいて適切に策定された地震動であることを確認している。

なお、御指摘の「地震の基準地震動(七百ガル)の一・二倍(八百四十ガル)」は、事業指定基準規則第三十一条において、事業指定基準規則第一條第二項第六号に規定する重大事故等対処施設の要件として、基準地震動による地震力に対処して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであることを規定していることに対し、申請者である日本原燃が基準地震動の一・二倍を考慮して設計することの方針として示したものである。

一の5について

本件審査において、お尋ねの「五十五センチメートルもの降灰環境下で人は生きていくのか」に関して、御指摘の「実証試験が行われたのか」については確認していない。

一の6について

本件審査において、お尋ねの「燃料の輸送をどのように行うのか」の具体的な手法については確認していない。また、お尋ねの冷却ができると判断した理由は実証試験に基づくものかについては、本件審査において、日本原燃による「実証試験」の実施は確認していない。

二について

お尋ねの「当時の再処理規則第六條の二(性能の技術上の基準)に定められていた第一項から第七項までの基準」に規定されていた、安全上必要な事項については、現在、再処理施設の技術基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第九号)に規定されている。

また、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

制に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十五号)第三条の規定による原子炉等規制法第四十六条第一項の改正により、原子力規制委員会による検査(使用前検査)が使用前事業者検査へ改められたが、その趣旨は、安全確保の第一義的な責任は事業者にあるという基本的な考え方を徹底するものである。なお、同条第三項において、使用前事業者検査についての原子力規制検査により、設置又は変更の工事が認可された設計及び工事の計画に従って行われたものであること並びに原子炉等規制法第四十六条の二の技術上の基準に適合するものであることについて同委員会の確認を受けた後でなければ、再処理事業者は再処理施設を使用してはならないこととしている。

三の1について
御指摘の「一九五七年九月に旧ソ連で起こったウラルの核惨事」が銘記されなければならぬ。及び「このような人々の生活を根底から覆し、難民にするような大事故を起こした場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に六ヶ所再処理施設において事故が起きた場合、原子力災害の拡大の防止等に必要措置の実施や原子力損害の賠償等について、その第一義的な責任は、事業者が負うこととなる。さらに、原子力規制委員会を含め、政府としても、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)等の関係法令に基づき、緊急事態応急対策等の実施のために必要な措置を講ずる等の責務を有するものと認識している。

三の2について
東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故のような事故を二度と繰り返さないという覚悟の下、原子力規制委員会は、最新の科学的知見や国際原子力機関等の規制基準を参考にしつつ再処理施設の規制に必要な基準を設定し、六ヶ所再処理施設がその基準に適合しているか

否かを本件審査で確認したものである。

Go To イベント事業のあり方の見直しに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年二月十八日

参議院議長 山東 昭子殿 浜田 聡

Go To イベント事業のあり方の見直しに関する質問主意書

「Go To イベント」事業の詳細に関する質問主意書(第二百三回国会質問第三〇号。以下「前回主意書」という。)に対する答弁(内閣参質二〇三第三〇号。以下「前回答弁書」という。)、需要喚起キャンペーン事業(Go To イベント事業)主催者向け公募要領第一・六版(令和三年二月十五日。以下「主催者向け要領」という。)、需要喚起キャンペーン事業(Go To イベント事業)主催者向け公募要領補助資料第一・八版(令和三年二月十五日。以下「主催者向け資料」という。)を踏まえ以下質問する。なお、特に記載しない限り、本質問主意書の用語は前回主意書、前回答弁書、主催者向け要領、主催者向け資料に基づくものとする。

- 一 令和二年度補正予算(第三号)(以下「補正予算」という。)について
1 補正予算における需要喚起キャンペーン事業(Go To イベント事業)(以下「本事業」という。)の予算を示されたい。
- 2 キャンペーン期間について、令和三年一月三十一日から同年六月三十日に延長されたと承知している。給付金は前回答弁書のとおり九百十七億二千三百五十万円のままなのか。
- 3 キャンペーン期間延長の影響により、事務委託費等、本事業の給付金以外の予算は増額

したか。

4 補正予算では「Go To トラベル事業」、「Go To Eatキャンペーン事業」に関し予算が追加されている。今後、政府は令和三年度予算等による給付金の増額を行う予定はあるか。政府の見解如何。

二 本事業の進捗について

1 本質問主意書提出時点(以下「現時点」という。)で清算済みの給付金の総額について、政府が把握しているところがあれば、フィジカルに開催されるイベント、オンライン開催のイベントごとにそれぞれ示されたい。

2 予算の現時点での執行状況について、政府の見解如何。

3 オンライン開催のイベントに関して、現時点で実施済みのイベント数と今後実施予定のイベント数をそれぞれ示されたい。

三 前記二の3について、政府の見解如何。

四 クーポン給付について

1 主催者向け要領に「登録主催者が給付方法としてクーポンを選択した場合の対応については、追って公表する」とある。令和三年一月三十一日で終了する予定だった本事業のクーポン給付について、同年二月十五日版資料でも記載がない理由を示されたい。

2 登録主催者等からクーポン給付についての意見や問合せがあれば、現時点で政府の把握しているところを示されたい。

3 主催者向け要領に記載がないだけで、実際にはクーポン給付は選択可能なのか。現時点でクーポン給付を選択した登録主催者は存在するののか。

四 経済産業省の「Go To イベントキャンペーン」ホームページにある、主催者向けのよくある質問九六八には、「飲食店で企画するイベント、飲食店が会場となるイベントは給付対象になりますか。」との問いに対し、「主催者向

け公募要領に記載している、イベント及びチケットの要件を全て満たした場合のみ給付対象となります。開催するイベントが、主催者向け公募要領(四・(一)⑦飲食及び移動・宿泊を主目的としないイベントであること。特に、客への接待・遊興等を伴う飲食サービスを提供するイベントでないこと。などの各種要件を満たしているかを確認してください」とある。主催者向け資料六十五頁には「飲食の提供がある場合はその内容を入力してください。チケット代金に飲食代が含まれ、当該公演の参加者全員が飲食をする場合は給付対象外です。」(以下、チケット代金に「セット売り」という。)とある。一方、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の飲食店営業の許可を受け、飲食の提供を行う店舗(以下「ライブハウス等」という。)におけるフィジカルに開催されるイベントでは、主催者向け要領における登録主催者が講じるべき感染拡大防止対策(以下「感染症対策」という。)を実施する関係で入場時間が長くなる。入場時間短縮や接触感染を防止する等の理由により、従来はチケット代金とは別に飲食代を徴収していたものをチケット代金に飲食代を含めて徴収するイベントもある。特に、我が国の小規模なライブハウス等は、興行場法(昭和二十三年法律第三十七号)の適用を受けるための要件が厳しいとされ、許可が下りやすい飲食店として営業している場合が多く、それゆえ、飲食店としての実態を保つため入場者に対し一律に飲料を提供し、その代金を入場料とは別に徴収している営業形態がほとんどである(以下、このような営業形態を「ワンドリンク制」という。)

1 ライブハウス等でフィジカルに開催されるイベントで、主催者向け公募要領に記載している、イベント及びチケット等の要件を満たしたイベントは本事業の対象になり得るか。

セット売りの場合、セット売りではない場合について、それぞれ政府の見解如何。

2 ワンドリンク制における飲料と入場料金を同時に徴収し、入場時間短縮や接触感染防止に努める等、ライブハウス等が感染症対策に全力を注いだ結果、本事業の対象外となることは不適切であると思料する。セット売りの場合でも本事業の対象とならないのか。また、ワンドリンク制における飲料と入場料金を同時に徴収することはセット売りに該当するか。

五 本事業のあり方について

1 登録主催者や登録主催者になろうとしている事業者等に本事業のあり方について意見を伺っているか。伺っているのであれば、政府の把握しているところを示されたい。

2 前記五の1を踏まえ、本事業のあり方について、今後見直す予定はあるか。政府の見解如何。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和三年三月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出G。 T。 O。 イベント事業のあり方を見直しに関する質問に、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出G。 T。 O。 イベント事業のあり方を見直しに関する質問に、別紙答弁書を送付する。

一の1から3までについて

お尋ねの「需要喚起キャンペーン事業(G

○ T。 O。 イベント事業」(以下「本事業」という。)については、令和二年度第三次補正予算には計上しておらず、本事業に係るサービス産業消費喚起事業給付金(以下「給付金」という。)の予算及び「本事業の給付金以外の予算」に変更はない。

一の4について

お尋ねの「令和三年度予算等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本事業については、令和三年度当初予算には計上していない。なお、「給付金の増額を行う予定」については、財源も勘案しつつ、毎年度の予算編成過程において検討するものであり、現時点でお答えすることは困難である。

二の1及び2について

お尋ねの「清算済みの給付金」の意味するところが必ずしも明らかではないが、給付金は、本事業の終了後に精算することとなる。

二の3について

お尋ねの「現時点で実施済みのイベント数」と今後実施予定の「イベント数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「オンライン開催のイベント」については、令和三年二月二十四日時点で、本事業の事務局に対して、実施されたものとして報告があった興行(御指摘の「主催者向け要領」に「興行」として記載されているものをいう。以下同じ。)は、百六十七件である。また、同日時点で本事業の事務局に登録されている興行であって、同日以降に開催日時が指定されているものは、七十一件である。

二の4について

本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、従来から実施してきたイベントの開催が困難となった主催者及び従来から実施してきたイベントに参加する機会が減少した消費者の双方に対して、文化芸術やスポーツに関するイベントの需要喚起を図るとともに、

新しい生活様式に対応したイベントの開催方法や参加方法の定着を図ることを目的としている。御指摘の「オンライン開催のイベント」の件数の多寡について評価を行うことは困難であるが、「オンライン開催のイベント」は、本事業の目的に沿った、新しい生活様式に対応したイベントであると考えており、引き続き、適切に支援してまいりたい。

三について

お尋ねの「登録主催者等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「クーポン給付」については、「登録主催者」の意見も踏まえつつ、その制度の詳細を検討しているところであるため、御指摘の「同年二月十五日版資料」には「クーポン給付」に係る制度の詳細については記載がなく、また、令和三年二月二十四日時点で「登録主催者」が「給付方法」として「クーポン給付」を選択することはできない。

四について

御指摘の「チケット代金に飲食代が含まれるようなチケット販売方法を「セット売り」という」の意味するところが明らかではないため、お尋ねの「セット売りの場合、セット売りではない場合について、それぞれ」についてお答えすることは困難であるが、いずれにしても、「ライブハウス等でフィジカルに開催されるイベント」については、「主催者向け公募要領に記載している、イベント及びチケット等の要件を満たした」場合には、本事業の対象になり得る。

また、お尋ねの「セット売りの場合でも本事業の対象とならないのか」及び「ワンドリンク制における飲料と入場料金を同時に徴収すること」はセット売りに該当するかについては、御指摘の「チケット代金に飲食代が含まれるようなチケット販売方法を「セット売り」という」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにしても、「チケット代金に飲食代が含まれ、当該公演の参加

者全員が飲食をする場合は給付対象外」となる。五について

御指摘の「本事業のあり方」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「登録主催者や登録主催者になろうとしている事業者」に対しては、専用の窓口を設けており、本事業の運用については、当該窓口に頂いた意見を含めた幅広い意見を踏まえつつ適切に実施してきていると考えている。

西村康稔大臣の組織マネジメント等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年二月二十四日

参議院議長 山東 昭子殿 安達 澄

西村康稔大臣の組織マネジメント等に関する質問主意書

未曾有の困難である新型コロナウイルス感染症を克服するためには、最前線で業務を遂行する内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(以下「コロナ室」という。)の職員のパフォーマンスを最大限に高めなくてはならない。

その組織や職員をマネジメントするのは、新型コロナウイルス感染症対策推進を担当する西村康稔大臣(以下「西村大臣」という。)であり、日本の社会経済の命運を握るといっても過言ではない責任や権限を有する立場にある。

しかし残念なことに、昨今、霞が関で働く国家公務員の長時間労働や若手の離職が問題になっている中、コロナ室の異常なほどの長時間労働や理不尽な業務運営が一部メディアで報道されている。

政策のプロジェクトが、国民のために、能力をフルに発揮してのびのび働けることで、最も福利を享

受できるのは、国民である。そのような当たり前の政治や行政になることを強く願ひ、以下質問する。それぞれの質問に対して、事実に基づき、誠実に答えたい。

一 コロナ室の職員の正規の勤務時間外に在庁した時間、超過勤務時間の平均はそれぞれ何時間か。また、最も多かった職員の正規の勤務時間外に在庁した時間、超過勤務時間はそれぞれ何時間か。直近三か月(昨年十一月～今年一月)の月毎にそれぞれお示しいただきたい。なお、ここでいう、正規の勤務時間外に在庁した時間は、平日土日祝日を問わず、正規の勤務時間外で、実際に職場に在庁していた時間又は職場以外でテレワークなど業務に携わっていた時間、超過勤務時間は、実際に超過勤務手当が支払われた時間とする。

二 西村大臣は、国会答弁や記者会見で、民間企業に対して、テレワークの実施率七割を要請している。また、今年二月十七日の記者会見では、テレワークが進まないことについて、「言い訳は通じない」、「この今でなくてはならない」と発言している。テレワークを推進するコロナ室について、コロナ室の全職員の人数、そのうち、平日一日当たり何人がテレワークをしているか、直近三か月(昨年十一月～今年一月)の平均人数を月毎にそれぞれお示しいただきたい。

三 コロナ室が主体となつて作成した西村大臣の国会答弁について、質問者から通告された質問の数と、質問者から通告はなかったが作成した想定問答の数を、直近三か月(昨年十一月～今年一月)で月毎にそれぞれお示しいただきたい。

四 前記二において、仮に、コロナ室のテレワークの実施率が七割に達していない場合、今後、民間企業の手本となるためにも、テレワークの実施率七割を職員に推奨する考えはあるか。推奨しない場合は、その理由をお示しいただきたい。

五 国家公務員の長時間労働が問題になっている。昨今、コロナ対策とはいえ、報道が事実だとすれば、事務取扱秘書官及びコロナ室の職員は異常な長時間労働を強いられれている。国家公務員には労働基準法が適用されないといえ、このような働き方は問題だと考えるが、政府の見解はいかか。政策のプロジェクトが、国民のために能力をフルに発揮できるように、今後、働き方改革を踏まえて、組織マネジメントをどのように改善していくのか、併せてお示しいただきたい。

令和三年三月五日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員安達澄君提出西村康稔大臣の組織マネジメント等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員安達澄君提出西村康稔大臣の組織マネジメント等に関する質問に対する答弁書

一について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(以下「コロナ室」という)の職員(内閣官房において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という)の規定による超過勤務手当及び休日給の支給対象となる職員をいう。以下「一について」において同じ。)が一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十三条第一項に規定する正規の勤務時間以外に在庁した時間として、内閣官房において職員からの報告に基づき把握している時間(以下「時間外在庁時間」という)の平均は、令和二年十一月においては約百四時間、同年十二月においては約八十九時間、令和三年一月においては約百二十四時間であり、時間外在庁時間が最も長かった職員の時間外在庁時間は、令和二年十一月においては約三百八十五時間、同年十二月においては約三百六十二時間、令和三年一月においては約三百九十一時間である。

また、内閣官房において把握しているコロナ室の職員の超過勤務時間(一般職給与法の規定による超過勤務手当及び休日給が支給された時間)をいう。以下同じ)の平均は、令和二年十一月においては約六十九時間、同年十二月においては約七十七時間、令和三年一月においては約百二十二時間であり、超過勤務時間が最も長かった職員の超過勤務時間は、令和二年十一月においては約百九十七時間、同年十二月においては約三百二十時間、令和三年一月においては約三百七十八時間である。

二及び四について

コロナ室の職員の人数は、令和二年十一月末日時点で八十九名、同年十二月末日時点で九十五名、令和三年一月末日時点で百二名である。コロナ室において、令和二年十一月から令和三年一月までの平日に、内閣官房テレワーク実施マニュアル(平成三十一年一月内閣総務官室)に基づき、本人からの申請により、テレワークを行う職員を直接管理する職員からテレワークの実施を承認され、テレワークを行った職員はいなかった。

コロナ室においては、新型コロナウイルス感染症への対応という職務の性質上、緊急的な対応を求められることもあり、必ずしもテレワークの取組が進んでいないが、今後は、テレワークを実施できる環境の整備を進めてまいりたい。

三について

コロナ室において、国会審議における質問の通告を受け、西村国務大臣が国会で答弁する際の参考となる答弁資料を作成した質問の数は、

令和二年十一月においては五十四件、同年十二月においては二十八件、令和三年一月においては二百十七件である。

また、お尋ねの「質問者から通告はなかったが作成した想定問答の数」については、「想定問答」には様々なものがあることから、網羅的に正確にお答えすることは困難であるが、質問の内容に応じて必要な数の「想定問答」を作成している。

なお、国会審議における西村国務大臣の答弁は、その多くが新型コロナウイルス感染症への対応に関連するものであるが、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策に関連するもの等も含め、その総数は、令和二年十一月においては九十八回、同年十二月においては七十一回、令和三年一月においては百九十一回である。

五について

西村国務大臣は、新型コロナウイルス感染症への対応のほか、経済再生担当、全世代型社会保障改革担当、経済財政政策担当と所管が多岐にわたること、また、新型コロナウイルス感染症への対応については、感染状況が日々変化することから、西村国務大臣秘書官事務取扱及びコロナ室の職員に多大な負担がかかっていたところである。

このため、西村国務大臣室及びコロナ室については、必要な人員の確保等による体制強化等を図るほか、多くの業務に対応する中でも可能な限り休息が確保されるよう対応してきているところである。

今後とも、職員の健康には十分配慮しながら、新型コロナウイルス感染症への対応を始めとする業務の遂行に全力を尽くしてまいりたい。

令和三年三月十日 参議院会議録第八号 質問主意書及び答弁書

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年二月二十四日

参議院議長 山東 昭子殿 塩村あやか

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関する質問主意書

令和三年二月十四日、ファイザー社の新型コロナウイルスワクチンが特例承認され、同月十七日から医療従事者等に対する優先接種が開始された。新型コロナウイルスによる不安の解消につながるよう、広く迅速に接種を行う必要があることは言うまでもない。一方で、自身の立場によって、適切な医療が受けられず、ワクチン接種を受けられないという者もいると考えている。その上で、ワクチン接種の対象者には外国人も含まれると認識しているが、被仮放免者等、具体的なケースへの対応については示されていないと思われる。

報道によれば、海外では新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、不法滞在している外国人に対しても、ワクチン接種を行う方針を示している国もある。日本国内においては、不法滞在者でも居住実態があれば受け付ける準備をしている自治体はあるものの、国の対応方針が不明確であることがネックになっているという声があるという。不法滞在者等の中には、本国での迫害や病気等の様々な事情を抱える人がいるのが実態であることから、ワクチン接種の対応には一定の配慮が必要であると考えている。

このような観点から以下質問する。
一 基礎疾患を有する者に対するワクチンの優先接種については、自己申告で行うことを検討しているかと聞く。お薬手帳や診察券など、基礎疾患を有することを証明する書類を所持していない

外国人でも接種が受けられるのか。

二 各自自治体でワクチン接種に向けた準備が進められているところであり、日本に滞在する外国人へも速やかに対応するため、多言語対応などに積極的に取り組んでいるところもあると聞く。しかし、オーバーステイ等、自治体による実態把握が難しい場合も想定される。現在、政府が想定しているワクチン接種の対象となる外国人の範囲とその考え方について示されたい。

三 出入国在留管理局に収容されていた仮放免中の外国人は、接種対象に含まれるのか。過去の事例による被仮放免者に対するワクチン接種の状況を踏まえて示されたい。

四 日本に滞在する外国人の中でワクチン接種の対象とならない者はいるのか。そのような者がいる場合、どのようにワクチン接種の機会を確保するのか。
右質問する。

令和三年三月五日

内閣総理大臣 菅 義偉
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員塩村あやか君提出新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関する質問に対する答弁書

一及び二について
お尋ねの「ワクチン接種の対象となる外国人の範囲とその考え方」については、公衆衛生上の観点から、原則として、日本国内に居住する実態を有する者を新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「予防接種」という。）の対象とすることを検討しているところである。
また、御指摘の「基礎疾患を有する者に対するワクチンの優先接種」（以下「優先接種」という。）については、その対象となる基礎疾患を有する者がその旨を自己申告し、予診において確認することにより行うこととしており、お尋ねの「基礎疾患を有する者を証明する書類を所持していない外国人」についても、こうした条件の下、優先接種の対象として扱われるものと考えている。

三について
御指摘の「過去の事例」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「仮放免中の外国人は、接種対象に含まれるのか」とのお尋ねについては現在検討中であるため、現時点でお答えすることは困難である。

四について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、一及び二についてお答えしたとおり、日本国内に居住する実態を有する者を予防接種の対象とすることを検討しているところであり、日本国内に居住する実態を有しない者は予防接種の対象とならないものと考えている。

孤独・孤立対策担当室に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年二月二十四日

参議院議長 山東 昭子殿 塩村あやか

孤独・孤立対策担当室に関する質問主意書
令和三年二月十九日、政府が内閣官房に「孤独・孤立対策担当室（以下「担当室」という。）を新設したことを踏まえ、以下質問する。

一 担当室は、厚生労働省や文部科学省などから職員を集め、兼務を含む三十一人で構成されるということだが、この三十一人の内訳、それまで担当していた職務、後任の手当てはどうなっているか明らかにされたい。また、三十一人体

制となった理由も併せて示されたい。

二 昨今、若手の国家公務員の離職が相次ぐなど、国家公務員不足が指摘されている中で、担当室に三十一人が手当てされているが、この三十一人がそれまで担当していた部署で人員はそれぞれ補充されているのか、それとも補充されていないのか示されたい。

三 前記一及び二に関して、担当室発足に当たり、新型コロナウイルス感染症対応で多忙を極める厚生労働省などから職員を剥がすことは、担当室の職員が異動前にいた職場に更なる過重な労働を強いることになるのではないかと懸念するが、このような人員配置についてどのように考えているか、見解を示されたい。
右質問する。

令和三年三月五日

内閣総理大臣 菅 義偉
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員塩村あやか君提出孤独・孤立対策担当室に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出孤独・孤立対策担当室に関する質問に対する答弁書
一から三までについて

内閣官房孤独・孤立対策担当室（以下「担当室」という。）を設置した令和三年二月十九日時点において、担当室の室員に発令されている三十一名の職員について、関係府省ごとに発令前の官職及び人数をお示すると、内閣官房は、内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）二名、内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）二名及びその他内閣事務官一名の計五名、内閣府は、政策統括官（政策調整担当）、大臣官房審議官（経済財政運営担当及び経済社会システム担当）、大臣官房審議官（政策調整担当）、参事官（青少年企画担当）（政策統括官（政策調整担

当)付)、参事官(子どもの貧困対策担当(政策統括官(政策調整担当)付)、経済社会総合研究所上席主任研究官及びその他内閣府事務官四名の計十名、文部科学省は、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、初等中等教育局児童生徒課長、高等教育局学生・留学生課長及びその他文部科学事務官一名の計四名、厚生労働省は、政策統括官(総合政策担当)、大臣官房参事官(自殺対策担当)、参事官(総合政策統括担当)、大臣官房付及びその他厚生労働事務官四名の計八名、農林水産省は、大臣官房参事官一名、国土交通省は、住宅局住宅総合整備課長及び安心居住推進課長の計二名並びに環境省は、環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長一名である。担当室の職員は、現在も引き続き担当室を設置する前に担当していた職務を担当しているが、当該職務に支障を来することのないよう、関係府省において業務の分担の見直し等を適切に行っている。また、担当室の体制については、社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について総合的な対策を推進するための企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、必要な職員を配置したものである。

ナース・プラクティショナー制度の導入に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年二月二十四日

参議院議長 山東 昭子殿
浜田 聡

ナース・プラクティショナー制度の導入に関する質問主意書

ナース・プラクティショナーとは、医師の指示を受けずに一定レベルの診断や治療などを行うこ

とができる看護の資格のことで、アメリカ等の諸外国で制度として導入されている。日本においては、二〇一五年十月一日より「特定行為に係る看護師の研修制度」を開始したが、この研修によって看護師が独自に診療を行える訳ではないため、諸外国で導入されているナース・プラクティショナー制度とは異なる制度である。

日本国内において医行為に関する規定は医師法第十七条にあると承知している。医師法第十七条は「医師でなければ、医業をなしてはならない。」と規定し、医師でない者の医行為を禁止している。診断、手術、処方といった医行為については、高度な医学的知識、経験、技術を有する医師自身が行うのでなければ、「健康危害を生ずるおそれがあり、医師の具体的指示があつたとしても看護師がこれを行うことは許されないとされている。このような規制に関しては医師法第十七条が定められた当時には一定の合理性があつたものと考えられる。

一方で、少子高齢化や地域の医療ニーズの変化、また昨今の新型コロナウイルス感染症への対応等により、医師へ過度な負担や医療崩壊へのリスクの懸念が生じつつある。多くの国民が安心して医療を受けられるような社会を維持していくためには、法令等を時代に合わせて適時適切に見直していく必要があると考える。

以上を踏まえ、以下質問する。
一 前述の背景を踏まえ、政府はナース・プラクティショナー制度の導入に向けた調査をすべきと考えるが、現時点で政府においてナース・プラクティショナー制度の調査をする予定はあるか。あるいはすでに行っている調査があればその概要を伺いたい。

二 新型コロナウイルス感染症の影響で医療現場の逼迫、特に医師が不足している現状に鑑みると、日本でもナース・プラクティショナー制度の導入を検討すべきと考えるが、政府の見解如何。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和三年三月五日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出ナース・プラクティショナー制度の導入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出ナース・プラクティショナー制度の導入に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「ナース・プラクティショナー制度」に係る調査については、既に、平成二十一年度厚生労働科学研究費補助金による研究において、米国の「ナース・プラクティショナー制度」等に関する現地調査が行われ、その仕組み等について報告されており、政府としては、当該報告や、高齢化に伴う疾病構造の変化等を踏まえて平成二十七年に開始された特定行為研修(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第三十七条の二第二項第四号に規定する特定行為研修をいう。以下同じ。)を推進しているところであり、医師の負担軽減等を図る観点からも、引き続き特定行為研修の推進に取り組んでまいりたい。

その上で、令和二年十二月二十三日に公表された「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会 議論の整理」において、「特定行為研修制度に関する議論」において、「特定行為で限界となる部分に対しては、ナース・プラクティショナーのよ

うな新たな職種を創設することで、医師の負担が軽減されると思われることから、今すぐ実現可能というわけにはいかないかもしれないが、長期的に検討を続けていくべき」といった意見が出された。一方で、「特定行為研修の修了者を輩出して間もない現時点の状況で限界が見えているのか疑問であることから、まずは特定行為研修制度をしっかりと動かし問題点を洗い出してから議論すべき」との指摘があつた。二千三十五年度末を目標とした中長期的な視点での更なるタスク・シフト/シェアについては、現行制度下におけるタスク・シフト/シェアの取組状況を含む、今後の医師の働き方改革の進捗状況を踏まえ、全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるよう、医師事務作業補助者や看護補助者等へのタスク・シフト/シェアも含め、引き続き検討を進めていくことを決意し、この検討会の議論の整理とする。」とされたところであり、お尋ねについては、こうした議論や「タスク・シフト/シェア」の取組状況等を踏まえ、引き続き検討を進めてまいりたい。

日本共産党と破壊活動防止法について菅義偉内閣の見解に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年二月二十六日

参議院議長 山東 昭子殿
鈴木 宗男

日本共産党と破壊活動防止法について菅義偉内閣の見解に関する質問主意書

私が令和二年六月三日に提出した「破壊活動防止法と日本共産党との関連に関する質問主意書」(第二百一回国会質問第一三五五号)に対する答弁書(内閣参質二〇一第一三五五号。以下「答弁第一三五

号」という。及び、令和二年十一月十一日に提出した「日本共産党と破壊活動防止法に関する質問主意書」(第二十三回国会質問第一三三三)に対する答弁書(内閣参質二〇三第三三三)以下「答弁第一三三三」という。を踏まえ、質問する。

一 日本共産党は、昨年一月十八日の第二十八回党大会で、「日本共産党綱領」を改定しているが、日本共産党綱領の内容を把握しているのか、警察庁並びに公安調査庁の見解は如何。

二 答弁第一三五号において、「政府としては、日本共産党が、昭和二十年八月十五日以降、日本国内において暴力主義的破壊活動を行った疑いがある」、また、答弁第二三三三において、「日本共産党は、日本国内において破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)第四条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行った疑いがあるものと認識している」との答弁であるが、日本共産党第二十八回党大会の決定を踏まえた上でも認識に変わりはないか、政府の見解は如何。

三 日本共産党が破壊活動防止法に抵触する暴力主義的破壊活動を行った疑いがある対象事案を具体的に明らかにされたい。

四 昭和五十七年四月一日第九十六国会参議院法務委員会において、寺田熊雄君の質問に、公安調査庁鎌田好夫長官(当時)は破壊活動防止法に基づく調査対象団体として、「現在はいわゆる左翼系統といたしまして七団体、右翼系統といたしまして八団体程度を調査の対象として推進しております」と答弁されている。答弁第一三三三号では「日本共産党は、現在においても、破壊活動防止法に基づく調査対象団体である」と答弁しているが、現在、調査対象団体は何団体あるのか、明らかにされたい。また、現在も破壊活動防止法に基づく調査対象団体に日本共産党は含まれているか、政府の見解は如何。

破壊法に基づく調査対象団体であるとする当庁見解」として、「共産党は、第五回全国協議会(昭和二十六年(一九五一年)で採択した「五一年綱領」と「われわれは武装の準備と行動を開始しなければならぬ」とする「軍事方針」に基づいて武装闘争の戦術を採用し、各地で殺人事件や騒擾(騒乱)事件などを引き起こしました。その後、共産党は、武装闘争を唯一とする戦術を自己批判しましたが、革命の形態が平和的になるか非平和的になるかは敵の出方によるとする「いわゆる敵の出方論」を採用し、暴力革命の可能性を否定することなく、現在に至つています。こうしたことに鑑み、当庁は、共産党を破壊活動防止法に基づく調査対象団体としています」とある。日本共産党が昨年一月十八日の第二十八回党大会で、「日本共産党綱領」を改定しているが、同党を破壊活動防止法の調査対象団体とするという公安調査庁の見解は現在も変わりはないか。また、政府としても同様の認識であるか如何。

右質問する。

令和三年三月九日
内閣総理大臣 菅 義偉
参議院議長 山東 昭子殿
参議院議員鈴木宗男君提出日本共産党と破壊活動防止法について菅義偉内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木宗男君提出日本共産党と破壊活動防止法について菅義偉内閣の見解に関する質問に対する答弁書

一 について
「日本共産党綱領」の内容については承知して

二 及び三 について
日本共産党は、日本国内において破壊活動防

止法(昭和二十七年法律第二百四十号)第四条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行った疑いがあり、現在でもこの認識に変わりはないが、その具体的内容を明らかにすることは、公安調査庁における今後の業務に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい。

四 及び五 について
日本共産党は、現在においても、破壊活動防止法に基づく調査対象団体である。また、調査対象団体の指定は、公安調査庁の内部の運用としてその時々公安情勢や団体の活動実態等に

応じて公安調査庁長官が判断を行うものであるところ、現時点における調査対象団体の数を明らかにすることは、同庁における今後の業務に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい。

参議院議員の自給率に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年二月二十六日
塩村あやか
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員の自給率に関する質問主意書
国は鉱物資源の自給率について、二〇一〇年六月閣議決定のエネルギー基本計画において、二〇三〇年にベースメタル八〇%以上、レアメタル五〇%以上を掲げていた。

鉱物資源の自給率(以下「自給率」という。)とは、国内の金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金量を加えたものと承知している。

しかし、その目標の達成は、国内の金属鉱山がほぼ皆無の実態にあり、また、本年二月二十四日の参議院資源エネルギーに関する調査会におい

て、参考人からも、携帯電話や電気自動車等の普及によりレアメタルはうなぎ登りに需要が増えており、目標達成には、懐疑的な認識を示された。以上を踏まえて、以下質問する。

一 この自給率の具体的な算定方法について、その算定に用いた数字の統計上の根拠及びどのように算定したのかを詳細に示されたい。

二 自給率向上に向けた国の施策は具体的にどのような内容となつており、上流権益の取得件数やレアメタルのリサイクル量(例えばレアアースの場合)は、二〇一〇年以降と比較して、最新の数値ではどの程度変化が生じているのか。

三 国の掲げる二〇三〇年まで残り十年を切っているが、二〇一八年から現在までの自給率の目標達成状況の推移及び今後の目標達成の実現に向けた道筋はどうなっているか示されたい。なお、数値が上昇しているのであれば、何が要因で数値の上昇につながつたと分析しているか、併せて示されたい。

右質問する。

令和三年三月九日
内閣総理大臣 菅 義偉
参議院議長 山東 昭子殿
参議院議員塩村あやか君提出鉱物資源の自給率に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出鉱物資源の自給率に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「自給率の具体的な算定方法」については、我が国の企業からの鉱物資源の調達に係るヒアリングに基づいて経済産業省が算出している。

二 について
政府としては、鉱物資源自給率の向上に向け、我が国の企業による鉱物資源の権益への投

資を促進し、我が国の鉱物資源の供給源の多角化及び安定供給の確保につなげていくため、我が国と資源国との関係強化、鉱物資源の權益獲得に向けたリスクマネー供給並びに電子機器等からの有用金属の回収及び再資源化を高度化させるための技術開発等を推進している。

また、御指摘の「変化」について、お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、我が国の企業に関わる「上流権益」の件数については、平成二十二年と令和元年との比較では、六件減少しており、また、「レアメタルのリサイクル量」については、鉱種によって状況が異なるが、例えば、リサイクル量の変動幅が大きいタンングステンについては、平成二十二年と平成三十年との比較では、六百十純分トン増加している。なお、「レアアース」のリサイクル量については、リサイクル量の情報を公開することにより、当該情報を提供した我が国の企業が特定されるおそれがあるため、お答えすることは差し控えた。

三について

お尋ねの二〇一八年から現在までの自給率の目標達成状況の推移については、現在調査中であり、現時点でお答えすることは困難である。また、「今後の目標達成の実現に向けた道筋」については、鉱物資源の供給源の多角化及び安定供給の確保に向けた施策を講じてまいりたい。

ベースメタルのリサイクルに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年二月二十六日

塩村あやか

参議院議長 山東 昭子殿

令和三年三月十日 参議院会議録第八号 質問主意書及び答弁書

ベースメタルのリサイクルに関する質問主意書

国は、平成三十年六月十九日に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画(以下「基本計画」という。)において、ベースメタルやレアメタル等の金属のリサイクルについて、「鉄、アルミニウム、銅等ベースメタルのリサイクルを一層促進するため、高度破碎設備や合金成分も加味できる高度選別設備の開発・導入を支援するとともに、二次原料利用量拡大に資する基準等の検討を行う。また、レアメタル・レアアースをはじめとする金属についてクリティカルリティを把握し、クリティカルリティの高い金属について、回収システム構築の実証、リサイクル設備の導入支援等を行う」としている。

しかし、現在、平成三十年の基本計画策定時からベースメタルやレアメタル等の価格は大きく変化しており、このままでは、現実とかなり離し、リサイクルに向けた民間のモチベーションにも悪影響を与えかねないことを懸念している。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 ベースメタルやレアメタル等の金属のリサイクルの現状と課題について政府の認識を示されたい。

二 最新の価格動向を踏まえ、計画を早期に見直す必要があると考えるが、政府の認識を伺いたい。また、既に着手しているのであれば、具体的な道筋を伺いたい。

令和三年三月九日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員塩村あやか君提出ベースメタルのリサイクルに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出ベースメタルのリサイクルに関する質問に対する答弁書

〔参照〕
三月九日議長において、左のとおり議席を変更した。

一について
御指摘の「ベースメタル」については、現在、国内で発生するスクラップにはベースメタルが多く含まれており、その大宗が金属製品にリサイクルされているが、スクラップに含まれる不純物が、スクラップに含まれるベースメタルをリサイクルした金属製品の品質に悪影響を及ぼすため、スクラップに含まれるベースメタルを用いて製造することが可能な金属製品の種類が限定されている。ベースメタルのリサイクルをより一層促進するためには、スクラップに含まれる不純物が及ぼすこのような悪影響を可能な限り軽減することで、スクラップに含まれるベースメタルを用いて製造することが可能な金属製品の種類を拡大することが課題であると認識している。

また、御指摘の「レアメタル等」については、現在、ベースメタルが金属製品にリサイクルされている比率と比較すれば、レアメタル等が金属製品にリサイクルされている比率は低いが、これは、国内で発生するスクラップにはレアメタル等が少量しか含まれていないため、レアメタル等をスクラップから回収することが難しく、そのための費用が大きくなることが課題であると認識している。

二について

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)第十五条第七項において、おおむね五年ごとに見直しを行うものとされており、「循環型社会形成推進基本計画」(平成三十年六月十九日閣議決定)の見直しについては、同項の規定に基づき対応することとしている。

八七	藤川 政人君
一二五	こやり隆史君
一三〇	三浦 靖君
一三三	山田 太郎君
一三六	宮島 喜文君
一三七	三木 亨君
一三九	三宅 伸吾君
一四〇	宮本 周司君
一四二	森屋 宏君
一四三	舞立 昇治君
一四五	堀井 巖君
一四七	馬場 成志君
一四九	羽生田 俊君
一五二	渡辺 猛之君
一五四	赤池 誠章君
一五六	石井 正弘君
一五八	石田 昌宏君
一五九	中西 祐介君
一六一	高階恵美子君
一六三	大家 敏志君
一六五	上野 通子君
一九〇	丸川 珠代君
一九九	橋本 聖子君
二〇一	平山佐知子君
二〇三	安達 澄君
二〇九	藤木 眞也君
二一二	徳茂 雅之君
二一四	進藤金日子君
二一五	山田 修路君
二一七	吉川ゆうみ君
二一八	阿達 雅志君
二二〇	そのだ修光君
二二一	長峯 誠君
二二五	豊田 俊郎君

二二七	堂故 茂君
二三〇	大野 泰正君
二三四	太田 房江君
二三六	北村 経夫君
二三七	石井 浩郎君
二四一	山田 俊男君
二四三	森 まさこ君
二八一	自見はなこ君
二八四	小川 克巳君
二八六	青山 繁晴君
二八七	山田 宏君
二八九	和田 政宗君
二九〇	足立 敏之君
二九二	今井絵理子君
二九三	柘植 芳文君
二九五	滝波 宏文君
二九七	滝沢 求君
二九九	高野光二郎君
三〇二	古賀友一郎君
三〇四	上月 良祐君
三〇六	酒井 庸行君
三〇八	島村 大君

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本体 本号一部 一一〇円 一二一円